

厚岸町議会 第1回定例会

平成22年3月4日
午前10時00分開会

議長（南谷議員） ただいまより平成22年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、岩谷議員、13番、室崎議員を指名いたします。

議長（南谷議員） 日程第2、議案第13号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第22号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第13号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第20号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億5,922万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから5ページまでにわたります。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳出では13款29項、歳入では11款30項にわたって、それぞれ3億4,116万7,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人850万5,000円の増。主に普通徴収所得割の増で、12月までの収納実績をもとに推計したところでございます。2 目法人339万8,000円の増。主に法人税割の増で、4 月から12月までの法人税割の実績値をもとに推計したところでございます。

2 項1 目固定資産税94万6,000円の減。2 目国有資産等所在市町村交付金 8 万9,000円の減。

4 項1 目たばこ税173万8,000円の増。4 月から12月までの実績値をもとに推計したところでございます。

5 項1 目特別土地保有税1,000円の減。

6 項1 目都市計画税27万6,000円の増。

2 款地方譲与税、1 項1 目1 節地方揮発油譲与税1,258万6,000円の減。

3 項1 目1 節地方道路譲与税1,291万1,000円の増。平成21年度、国の税制改正により地方道路譲与税にかわって、地方揮発油譲与税が創設されましたが、旧制度に基づく交付があったことによる計上換えであります。

3 款1 項1 目利子割交付金75万6,000円の減。交付見込額の減によるものでございます。

8 款1 項自動車取得税交付金、2 目1 節旧法による自動車取得税交付金 6 万3,000円の減。交付額確定による減でございます。

11款1 項1 目1 節地方交付税、普通交付税 3 億7,120万6,000円の増。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金38万8,000円の減。2 節児童福祉負担金77万1,000円の増。15ページ。2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金50万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。3 目農林水産業費負担金、1 節農業費負担金161万4,000円の増。主に道営集乳道整備事業負担金の増でございます。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料 3 万9,000円の減。2 節児童福祉使用料 3 万4,000円の増。3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料57万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料2,440万円の増。主に牧場使用料2,403万4,000円の増でございます。2 節林業使用料 2 万7,000円の減。5 目1 節商工使用料 3 万1,000円の増。7 目教育使用料、3 節社会教育使用料10万2,000円の減。4 節保健体育使用料13万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料 3 万円の減。2 節徴税手数料12万3,000円の減。3 節戸籍住民登録手数料45万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。17ページ。3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料2,000円の減。4 目農林水産業手数料、1 節農業手数料77万7,000円の増。主に預託牛捕獲手数料78万円の増でございます。2 節水産業手数料7,000円の増。6 目土木手数料、1 節土木管理手数料 2 万1,000円の増。5 節住宅手数料 7 万1,000円の減。7 目教育手数料、1 節教育総務手数料2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3 項1 目1 節町費収入384万円の増。し尿処理町費収入の増でございます。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉負担金193万6,000円の減。主に障害者自立支援給付費負担金223万1,000円の減でございます。2 節児

童福祉負担金123万6,000円の減。説明欄記載のとおり、児童手当負担金の減でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金181万2,000円の減。地域活性化経済危機対策臨時交付金の交付決定に伴う減でございます。2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金109万5,000円の減。主に地域介護福祉空間整備等交付金、障害者地域生活支援事業補助金の減でございます。4 節防衛施設周辺整備事業補助金11万円の減。3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金154万1,000円の減。疾病予防対策事業等補助金の減でございます。4 目農林水産業費国庫補助金、2 節林業費補助金100万7,000円の減。美しい森林づくり基盤整備交付金の減でございます。4 節防衛施設周辺整備事業補助金408万6,000円の減。矢臼別演習場周辺農業用地機械導入事業補助金の減でございます。6 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金155万7,000円の減。建設機械整備費補助金の減でございます。5 節住宅費補助金2万1,000円の減。6 節防衛施設周辺整備事業補助金11万円の増。8 目教育費国庫補助金、2 節小学校費補助金198万8,000円の減。主に厚岸小学校耐震補強事業に交付される安全・安心な学校づくり交付金76万4,000円の減。地域活性化公共投資臨時交付金107万2,000円の減でございます。

19ページ。

3 節中学校費補助金4,327万5,000円の減。厚岸中学校耐震補強事業及び学校地上デジタル放送設備整備事業に交付される安全・安心な学校づくり交付金4,637万5,000円の減。地域活性化公共投資臨時交付金310万円の増でございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金3,000円の減。2 節戸籍住民登録費委託金7,000円の減。2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。2 節児童福祉費委託金371万円の増。子ども手当給付交付金として、新規計上でございます。平成22年度から9月に支給される子ども手当の基金は市町村が担いますが、その支給事務のシステムの導入費用などを国が交付するものでございます。

16款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、1 節社会福祉負担金856万6,000円の減。主に保険基盤安定負担金の減でございます。2 節児童福祉負担金15万円の減。児童手当負担金の減でございます。

2 項道補助金、1 目総務費道補助金、1 節総務管理費補助金110万7,000円の減。主にふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金109万6,000円の減でございます。2 節総務管理費交付金11万3,000円の減。2 目民生費道補助金、1 節社会福祉補助金438万9,000円の増。主に社会福祉施設整備等補助金1,036万8,000円の増。重度心身障害者医療費補助金294万8,000円の減。障害者児地域生活支援事業補助金145万円の減。障害者自立支援対策推進費補助金154万2,000円の減でございます。2 節児童福祉費補助金67万1,000円の減。説明欄記載のとおりであります。3 目衛生費道補助金、1 節保健衛生費補助金572万5,000円の減。主に新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金304万円の減。乳幼児医療費補助金152万4,000円の減。妊婦健康診査事業補助金101万9,000円の減でございます。

4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金24万1,000円の減。3 節林業費補助金327万8,000円の減。主に造林事業補助金の減でございます。6 目土木費道補助金、1 節土木費補助金30万円の減。既存住宅耐震改修事業補助金の減でございます。21ページ。9 目

消防費道補助金、1節消防費補助金1,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金19万3,000円の増。3節戸籍住民登録費委託金8,000円の増。5節統計調査費委託金44万4,000円の減。3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金1,000円の増。4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金13万7,000円の増。2節林業費委託金1万1,000円の増。3節水産業費委託金2万6,000円の増。5目1節商工費委託金3,000円の増。6目土木費委託金、1節土木管理費委託金2,000円の増。2節河川費委託金4万2,000円の増。3節住宅費委託金5万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入100万7,000円の増。2目1節利子及び配当金88万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入301万4,000円の増。湾月3丁目67番ほか1筆の土地売払代でございます。2節その他不動産等売払収入50万1,000円の増。2目1節生産物売払収入1,424万5,000円の増。主に椎茸菌床売払代1,321万8,000円の増でございます。6目有価証券売払収入、実施証券返還金収入6,177万6,000円の増。23ページにまたがりませんが、議案第31号で、釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についての議案で提案してございますが、同組合に出資している厚岸町分から、新たに釧路地域活性化協議会に移譲する分を除いた出資返還金6,126万6,000円、及び同組合解散に伴う残余財産の厚岸町配分としての財産収入28万3,000円の計上。また、北海道土地改良事業団体連合会のつなぎ資金融資あっせん制度分として、昭和55年に出資しておりますが、当制度の廃止に伴い払い戻しされる出資返還金10万円、及び出資金の利息相当分として残余財産収入12万7,000円の計上でございます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金10万円の増。宗石亨トオル様からの寄附でございます。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1節延滞金13万2,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子16万1,000円の増。

3項貸付金元利収入、2目1節ウタリ住宅改良貸付金元利収入259万3,000円の減。6目1節十勝沖地震災害援護資金貸付金元利収入44万5,000円の減。

4項受託事業収入、1目1節交通災害共済受託事業収入2,000円の減。3目衛生費受託事業収入、1節保健衛生費受託事業収入63万1,000円の増。4目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入36万2,000円の増。5目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6項雑入、1目1節滞納処分費2万9,000円の減。3目3節雑入865万5,000円の減。25ページにわたりますが、主に高額療養費公費負担金818万8,000円の減。雑品売払代143万6,000円の増、ほか説明欄記載のとおりでございます。

22款1項町債、2目民生債、1節社会福祉債3,760万円の減。4目農林水産業債、1節農業債2,200万円の減。27ページ。2節林業債100万円の減。6目土木債、2節道路橋梁債190万円の減。7目1節消防債700万円の減。8目教育債、2節小学校債150万円の減。3節中学校債40万円の増。それぞれ増減額は説明欄記載のとおりでございます。

先ほど、23ページの説明で、私が議案第31号上程という言葉を出して説明をいた

しましたが、提出でございますので、提出予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で歳入の説明を終わります。

29ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費3,000円の減。内容は説明欄記載のとおり計数整理でございます。

31ページ。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費72万8,000円の増。主に庁舎町民広場光熱水費の増でございます。33ページ。2目簡易郵便局費4万4,000円の減。3目職員厚生費104万1,000円の減。主に人事給与管理、共済費、48万9,000円の減。その他説明欄記載のとおり計数整理でございます。35ページ。4目情報化推進費60万6,000円の増。主に総合行政情報システム消耗品費の増でございます。5目交通安全防犯費2万6,000円の減。37ページ。6目行政管理費30万3,000円の減。7目文書広報費6万9,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。8目財政管理費3億9,638万9,000円の増。39ページ。説明欄記載のとおり、主に減債基金3億万円の増、地域づくり推進基金9,615万円の増で、合計3億9,615万円の積立金の計上でございます。9目会計管理費19万1,000円の減。10目企画費176万3,000円の減。41ページにわたりますが、主に41ページ、総合計画策定委員報酬56万4,000円の減。印刷製本費103万1,000円の減でございます。11目財産管理費17万6,000円の減。43ページ。12目車両管理費10万2,000円の減。

2項徴税费、1目賦課納税费79万円の減。

45ページ。

3項1目戸籍住民登録費7万6,000円の減。

41ページ。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費32万5,000円の減。

49ページ。

5項統計調査費、1目統計調査総務費45万円の減。

51ページ。

6項1目監査委員費3万7,000円の減。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

53ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,449万円の増。55ページにわたりますが、国民健康保険特別会計繰出金2,569万9,000円の増ほか、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。2目心身障害者福祉費1,147万9,000円の減。主に57ページ。障害者費介護訓練等給付297万3,000円の減。地域生活支援337万7,000円の減。59ページ。障害者自立支援対策推進205万6,000円の減。地域訪問支援109万6,000円の減でございます。3目心身障害者特別対策費1,200万円の減。重度心身障害者医療費の減でございます。4目老人福祉費524万1,000円の減。主に61ページ。老人措置費187万4,000円の減。63ページ。老人福祉基金積立金2,000万円の増。介護保険特別会計繰出金305万3,000円の減。介護サービス事業特別会計繰出金756万6,000円の増。特別養護老人ホーム心和園整備事業入所施設710万1,000円の減。65ページ。特別養護老人ホーム心和園整備事業短期入所施設1,982万3,000円の減。それぞれ入札事業費確定によるものでございます。5目後期高

齡者医療費562万7,000円の減。主に後期高齢者医療、北海道後期高齢者医療広域連合負担金の減でございます。8目社会福祉施設費20万9,000円の増。67ページにわたりますが、説明欄記載のとおり計数整理でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費334万円の増。主に69ページ。子ども手当支給事務、新規計上でございます。平成22年度から新たに支給される子ども手当の事務は市町村が担いますが、その支給システム導入委託料371万円の計上でございます。そのほかは、説明欄記載のとおり計数整理でございます。2目児童措置費154万円の減。71ページ。児童手当の減でございます。3目ひとり親子費117万8,000円の減。ひとり親家庭等医療費の減でございます。4目児童福祉施設費87万3,000円の減。73ページ。5目児童館運営費15万3,000円の減。友遊児童館及び子夢希児童館の事務用備品購入ほか、説明欄記載のとおり計数整理でございます。

77ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費12万1,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。2目健康づくり費1,276万6,000円の減。主に母子保健の79ページ、妊婦一般健康診査委託料248万8,000円の減。新型インフルエンザ対策、新型インフルエンザワクチン接種助成634万5,000円の減。81ページ。がん予防保健242万3,000円の減でございます。83ページ。3目墓地火葬場費6万1,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。4目水道費1,000円の減。水道事業会計への補助金38万6,000円の増。簡易水道事業特別会計への繰出金38万7,000円の減でございます。5目病院費6,850万7,000円の増。病院事業会計負担金の増で、補正後額5億4,545万2,000円となるものでございます。85ページ。6目乳幼児医療費204万7,000円の減。乳幼児医療費の減でございます。

2項環境政策費、1目環境対策費108万5,000円の増。主に環境保全基金積立金150万円の増でございます。資源ごみの売払代を積み立てる厚岸町緑の循環構想に基づく積み立てでございます。2目水鳥観測館運営費12万4,000円の減。87ページ。3目廃棄物対策費494万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。4目ごみ処理費201万8,000円の減。89ページ。ごみ処理場管理161万円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。ごみ焼却処理場整備事業34万7,000円の減。事業費確定に伴う減でございます。5目し尿処理費61万5,000円の増。91ページにわたり、主に、し尿処理場管理光熱水費と修繕料の増でございます。

93ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費5,000円の減。2目農業振興費55万3,000円の減。主に農業経営基盤強化基金利子補給48万3,000円の減でございます。3目畜産業費414万9,000円の減。主に矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業の事業費確定による減でございます。95ページ。4目農道費1,956万4,000円の減。主に道営別寒辺牛地区道路整備事業及び道営太田第2地区集乳道整備事業の事業費確定による減でございます。5目農地費86万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に97ページ、道営大別地区畑地帯総合整備事業ほか2事業費確定による減でございます。99ページ。6目牧野管理費336万9,000円の増。主に町営牧場臨時職員賃金、修繕料、車借上料の減及び配合飼料等の増、その他説明欄記載のとおり計数整理でございます。7目農業施設費41万3,000円の減。101ページ。主に尾幌地区農業研修センター解体整備事業42

万円の減。事業費確定による減でございます。8目農業水道費1,000円の減。103ページ。9目堆肥センター費64万円の減。主に有機資源堆肥センター整備事業26万円の減。事業費確定による減ほか、説明欄記載のとおり計数整理でございます。

2項林業費、1目林業総務費1万5,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。105ページ。2目林業振興費188万7,000円の減。森林管理道片無去第2線開設事業158万2,000円の減ほか3事業の事業費確定に伴うものでございます。3目造林事業費311万1,000円の減。主に造林事業完了に伴う減でございます。107ページ。4目林業施設費28万1,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。5目特用林産振興費980万3,000円の増。次ページにわたり、主に、きのこ菌床センター菌床製造材料購入939万8,000円の増でございます。

3項水産業費、1目水産業総務費12万1,000円の減。2目水産振興費21万4,000円の減。111ページにわたりますが、説明欄記載のとおり、各種事業の計数整理でございます。3目漁港管理費41万円の増。5目養殖事業費97万円の減。113ページ。説明欄記載のとおり計数整理による増減と、カキ種苗センター施設整備事業の事業費確定による減でございます。115ページ。6目水産施設費5万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

117ページ。

6款1項商工費、1目商工総務費48万2,000円の減。2目商工振興費34万円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。119ページ。3目食文化振興費45万1,000円の減。主に厚岸味覚ターミナル整備事業、事業費確定による減及び説明欄記載のとおり計数整理でございます。4目観光振興費2万3,000円の減。121ページ。5目観光施設費44万円の減。次ページにわたり、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

125ページ。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費7万4,000円の減。3目土木用地費5万8,000円の減。4目地積調査費5万4,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費441万7,000円の減。次ページにわたり、建設機械等整備事業314万7,000円の減ほか2事業の事業費確定に伴う減。説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。2目道路新設改良費134万2,000円の減。131ページにわたりますが、説明欄記載のとおり、各道路整備事業の事業費確定に伴う計数整理でございます。

3項河川費、1目河川総務費99万4,000円の減。133ページにわたりますが、説明欄記載のとおり、各事業の事業費確定に伴う減でございます。

4項都市計画費、3目下水道費580万3,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

135ページ。

5項公園費、1目公園管理費106万9,000円の減。公園施設66万9,000円の減。公園遊具整備事業40万円の減。事業費確定に伴う減でございます。

6項住宅費、1目建築総務費62万5,000円の減。主に住宅耐震改修工事補助金60万円の

減でございます。2目住宅管理費96万7,000円の減。139ページにわたりすが、説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

141ページ。

8款1項消防費、1目常備消防費82万1,000円の減。釧路東部消防組合負担金の減でございます。2目災害対策費9万3,000円の減。それぞれ計数整理でございます。

143ページ。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費1万円の減。2目事務局費19万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。3目教育振興費58万1,000円の減。町立教育研究所19万円の増。児童生徒の体力調査に使用する歩数計購入費用の計上。高等学校教育支援通学バス定期券購入助成77万1,000円の減でございます。145ページ。4目教員住宅費4万5,000円の減。5目就学奨励費7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。6目スクールバス管理費98万3,000円の減。主にスクールバス運行委託料91万円の減。各路線の運行時間見込み減によるものでございます。

147ページ。

2項小学校費、1目学校運営費21万2,000円の減。149ページから151ページにわたりますが、内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。2目学校管理費425万6,000円の減。153ページにわたりますが、主に厚岸小学校耐震補強事業331万8,000円の減ほか4事業の事業費確定減、及び計数整理でございます。153ページ。3目教育振興費55万3,000円の減。

155ページ。

3項中学校費、1目学校運営費14万9,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。157ページ。2目学校管理費4,333万2,000円の減。次ページにわたり、主に厚岸中学校耐震補強事業4,319万5,000円の減。学校地上デジタル放送設備整備事業24万円の減。それぞれ事業費確定による減、及び計数整理でございます。159ページ。3目教育振興費63万3,000円の減。計数整理でございます。

4項1目幼稚園費13万8,000円の増。私立幼稚園就園奨励費の増でございます。

161ページ。

5項社会教育費、1目社会教育総務費15万9,000円の減。2目生涯学習推進費25万1,000円の減。163ページ。3目公民館運営費10万3,000円の減。4目文化財保護費6万円の減。165ページ。5目博物館運営費12万8,000円の減。167ページ。6目情報館運営費12万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

169ページ。

6項保健体育費、1目保健体育総務費30万8,000円の減。171ページ。2目社会体育費143万7,000円の減。主に体育施設64万2,000円の減。173ページ。スポーツ振興助成58万8,000円の減でございます。3目温水プール運営費15万5,000円の増。主に修繕料の増でございます。4目学校給食費86万3,000円の減。175ページにわたりますが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

177ページ。

11款1項公債費、1目元金、財源内訳補正。2目利子313万3,000円の減。一時借入金利子の減でございます。

179ページ。

12款 1項 1目 給与費88万3,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正。

追加でございます。

3款 民生費、3項 児童福祉費。事業名、子ども手当支給事務。金額、371万円でありませぬ。

次に、変更であります。

さきの9月定例町議会でご承認いただきました9款 教育費、3項 中学校費。事業名、厚岸中学校耐震補強事業について。補正の金額、1億2,085万2,000円に事業費確定分を減額するものであります。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正。

追加であります。

漁業経営健全化促進資金利子補給に関する債務負担。期間、平成22年度から平成36年度まで。限度額、141万6,000円であります。

次に、変更でございます。

農業経営基盤強化基金利子補給に関する債務負担、限度額を923万7,000円に変更。

小規模商工業者整備近代化資金利子補給に関する債務負担、限度額を7万5,000円に変更。それぞれ期間については変更ありません。

次ページに調書がございますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

9ページをお開きください。

一般公共事業60万円の減。防災対策事業480万円の減。学校教育施設等整備事業110万円の減。辺地対策事業1,820万円の減。過疎対策事業2,660万円の減。地方道路等整備事業30万円の減。介護サービス施設整備事業1,880万円の減。公有林整備事業20万円の減。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

10ページをごらんください。

地方債に関する当初、補正であります。

表の下段、合計欄でございますが、平成20年度末現在高112億2,732万7,000円、平成21

年度中起債見込額11億9,379万4,000円。補正後の平成21年度末現在高見込額は114億5,439万5,000円となるものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

次に、議案第14号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,344万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,099万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では10款13項、歳出では8款15項にわたって、それぞれ5,344万2,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税7,422万6,000円の減。2目退職被保険者等国民健康保険税72万5,000円の減でございます。それぞれ主に滞納繰越分の減でございます。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金131万6,000円の減。主に、がん検診負担金は、受診者が当初見込みを下回ったことによる減でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分372万1,000円の減。前期高齢者交付金が増額となったことによる減でございます。3目1節特定健康診査等負担金37万3,000円の減。主に受診者数が当初見込みを下回ったことなどによる減でございます。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金2,857万3,000円の減。主に前期高齢者交付金が増額になったことによる減でございます。2目1節介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,000円の増。3目1節出産育児一時金補助金6万円の減。

5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分144万2,000円の増。医療費推計に基づく増でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金3,609万7,000円の増。交付金の確定に伴う増でございます。

7款道支出金、1項道負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金70万9,000円の減、道の交付額の決定に基づく減でございます。

8ページ。2目1節特定健康診査等負担金37万3,000円の減、主に受診者数が当初見込みを下回ったことなどによる減でございます。

2項道補助金、2目1節財政調整交付金640万円の減、前期高齢者交付金が増額となっ

たことによる減でございます。

9款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金104万3,000円の減。2目1節保険財政共同安定化事業交付金5,135万1,000円の減。国保連合会の町負担見込み変更に伴う減でございます。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金2,569万9,000円の増、収入不足に係る補てん分の繰入金増でございます。

11款1項1目繰越金、1節前年度繰越金5,258万8,000円の増、平成20年度決算に伴い、21年度に繰り越した剰余金、全額の計上でございます。

12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目被保険者延滞金、1節延滞金20万6,000円の増。3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金45万6,000円の減。3目一般被保険者返納金、1節返納金46万8,000円の減。5目1節雑入31万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万7,000円の増。3項1目運営協議会費9,000円の減。12ページ。4項1目趣旨普及費9,000円の減。5項1目特別対策事業費5万1,000円の減でございます。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

14ページ。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3,299万5,000円の減。2目退職被保険者等療養給付費393万7,000円の増。3目一般被保険者療養費80万4,000円の増。4目退職被保険者等療養費18万7,000円の減。それぞれ医療費見込みによる増減でございます。5目審査支払手数料13万7,000円の減。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費417万9,000円の増。16ページ。2目退職被保険者等高額療養費126万7,000円の増。それぞれ高額療養費見込みの増加によるものでございます。3目一般被保険者等高額介護合算療養費。4目退職被保険者等高額介護合算療養費。それぞれ財源内訳整理であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金90万1,000円の減。出産見込み減によるものでございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費13万円の減。葬祭費見込み減によるものでございます。

18ページ、3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金33万5,000円の増。

20ページ、4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金7万円の減。

22ページ、6款1項1目介護納付金50万円の減。それぞれ額の確定に伴う増減でございます。

24ページ。7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金293万6,000円の減。2目保険財政共同安定化事業拠出金1,828万2,000円の減。それぞれ国保連合会の町費負担見込額の変更による減でございます。

26ページ。8款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費227万円の減。主に健康診査の受診者数減によるものでございます。2項保険事業費、1目保険衛生普及費496万6,000円の減。主にがん検診の受検者数減による委託料の減でございます。

28ページ。9款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金10

万円の増。4目高額療養費特別支給金101万8,000円の減。当初見込みを下回ったことによる減でございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算(3回目)。

平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,736万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款3項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ55万3,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道手数料、1節計量使用料18万5,000円の減。2節過年度収入1万5,000円の減。2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料3万4,000円の増。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金38万7,000円の減でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,000円の増。

8ページ。

2款水道費、1項1目水道事業費、55万4,000円の減。主に簡易水道施設消耗品費の増、検漏及び新設メーター取り付け事業の事業費確定に伴う減でございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算(2回目)。

平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ581万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では5款5項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ337万6,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分195万4,000円の減。それぞれ給付費の減に伴う医療給付費、医療費支給費の減でございます。2目1節審査支払手数料交付金1万3,000円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、1節現年度分116万5,000円の減。それぞれ給付費の減に伴う医療給付費、医療費支給費の減でございます。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、1節現年度分29万1,000円の減。それぞれ給付費額の減に伴う医療給付費、医療費支給費の減でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金39万1,000円の減。収支額調整のための減額でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金、1節賠償金1,000円の減。2目1節返納金1,000円の減。3目1節雑入44万円の増。過年度老人保健医療費の増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1万円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。

8ページ。

2款1項医療諸費、1目医療給付費299万3,000円の減。2目医療費支給費36万円の減。それぞれ給付見込額の減による説明欄記載のとおり減でございます。3目審査支払手数料13万3,000円の減。審査件数の減によるものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算(2回目)

平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ362万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,740万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款4項、歳出では1款2項にわたり、それぞれ362万5,000円の減額補正で

ございます。

事項別により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節下水道費負担金44万8,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料193万円の増、それぞれ当初見込みを上回ったことによる増でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金580万3,000円の減。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債20万円の減でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費26万8,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。2目管渠管理費2万1,000円の増、3目処理場管理費51万7,000円の増、ともに終末処理場の光熱水費と修繕料の増でございます。

10ページ。

4目普及促進費130万3,000円の減。主に水洗化等改造工事補助金の減によるものでございます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費259万2,000円の減。主に事業費確定による減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

追加でございます。

公共下水道事業に関する債務負担。期間、平成22年度、限度額、4,000万円であります。国の景気浮揚対策としての国庫債務負担行為に合わせ、町の債務負担行為により、早期発注を行うための設定でございます。

次に、変更でございます。

水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担。限度額を3万1,000円に変更するものでございます。期間は変更ございません。下段に調書、補正がございますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第3表、地方債補正。

変更でございます。

公共下水道事業、限度額20万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

地方債に関する調書、補正であります。表の下段、合計欄ですが、平成20年度末現在高42億3,437万円、平成21年度中起債見込額 2億5,060万円。補正後の平成21年度末現在高見込額は、42億7,395万8,000円となるものであります。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）

平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,950万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。2ページから3ページ。

第1表、歳入歳出予算の補正であります。

歳入では8款12項、歳出では5款11項にわたり、それぞれ997万2,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分649万6,000円の増。2節滞納繰越分4万4,000円の減。本年度、収納見込みによる増減でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節地域支援事業負担金18万1,000円円の減。配食サービス事業負担金の減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担513万7,000円の増。負担金確定に伴う増でございます。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金1,719万9,000円の減。交付割合率の見込みによる減でございます。7目1節地域支援事業交付金45万6,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

4款1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金799万6,000円の減。主に居宅介護サービス給付費分の減でございます。2目1節地域支援事業支援交付金44万1,000円の減。

5款道支出金、1項道負担金、1目1節介護給付費負担金614万1,000円の増。負担金確定に伴う増でございます。

2項道補助金、3目1節地域支援事業交付金22万7,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、1節介護状態等審査判定委託金2万1,000円の増。2号被保険者認定調査費、調査3人分の計上でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目1 節利子及び配当金 2 万9,000円の増。

7 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金305万3,000円の減。

2 項基金繰入金、2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、1 節第1号被保険者保険料軽減分繰入金210万7,000円の増。主に介護保険料軽減充当のための繰り入れでございませう。

9 款諸収入、2 項3 目1 節雑入30万6,000円の減。認定審査会共同設置費負担金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費43万7,000円の減。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費10万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

3 項1 目介護認定審査会費69万8,000円の減。審査会の開催状況見込みによる減でございます。2 目認定調査等費59万3,000円の減。認定調査件数の見込み減によるものでございます。

10ページ。

4 項1 目趣旨普及費1,000円の減。

12ページ。

12款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費1,263万円の減。2 目施設介護サービス給付費596万3,000円の増。3 目居宅介護福祉用具購入費29万1,000円の増。5 目居宅介護サービス計画費132万8,000円の増。6 目審査支払手数料 1 万3,000円の増。それぞれサービス料の見込みによる増減でございます。

3 項1 目高額医療合算介護サービス費208万円の増。支給決定の増に伴うものでございます。

14ページ。

4 項1 目特定入所者介護サービス費280万3,000円の減。サービス料の見込み減によるものでございます。

16ページ。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費55万5,000円の減。主に介護予防事業の特定高齢者決定数の減によるものでございます。2 目介護予防一般高齢者施策事業費90万7,000円の減。臨時職員雇用見送りによる減、及び介護予防事業利用者増によるものでございます。

2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費32万4,000円の減。18ページ。2 目任意事業費62万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

20ページ。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費 1 万6,000円の増。

22ページ。

6 款1 項1 目介護従事者処遇改善臨時特例基金費 1 万3,000円の増。それぞれ基金利子の積み立てでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3回目）。

平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,697万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款5項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ165万円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、1節通所介護費収入128万2,000円の減。2節訪問入浴介護費収入86万1,000円の減。3節短期入所生活介護費収入183万円の減。それぞれ年間利用者の見込み減によるものでございます。2目1節施設介護サービス費収入117万8,000円の減。入院者の増による減であります。

2項介護予防給付費収入、1目居宅支援サービス費収入、2節居宅支援サービス計画費収入30万円の増。

3項1目1節自己負担金収入399万5,000円の減。説明欄記載のとおり、年間利用者の見込み減によるものでございます。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金756万6,000円の増でございます。

9款諸収入、1項1目雑入、1節実費収入34万7,000円の減。2節雑入5万4,000円の減。説明欄、記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費160万6,000円の減。8ページ。3目訪問入浴介護サービス事業費17万円の減。4目短期入所生活介護サービス事業費22万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。10ページ。7目包括的支援事業費3万1,000円の減。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費6万5,000円の減。主に人件費の減、及び説明欄記載のとおり計数整理でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（3回目）。

平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ509万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億266万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、歳出では2款3項にわたって、それぞれ509万4,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分2,354万5,000円の減。2目普通徴収保険料、1節現年度分、1,850万2,000円の増。主に、それぞれ加入者の自然増減、及び軽減該当者の移動に伴う増減でございます。2節滞納繰越分16万9,000円の増。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金9万7,000円の減。

5款諸収入、3項雑入1目1節滞納処分費1,000円の減。3目1節雑入12万2,000円の減。後期高齢者医療広域連合からの交付金の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,000円の増。

2項1目徴収費29万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

8ページ。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金480万7,000円の減。後期高齢者医療広域連合、主に保険料収入減に係る納付金の減でございます。

以上をもちまして、議案第13号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第20号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南谷議員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第21号 平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）について説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、総則。

平成21年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

給水戸数は491戸の減、5,096戸とするものでございます。

年間総配水量につきましては2万1,705^mの増で、134万2,063^mとするものでございます。

一日平均給水量につきましては59^mの増で、3,676^mとするものでございます。

主な建設改良事業につきましては、配水管布設がえ等事業を509万3,000円減額し、4,228万2,000円とし、メーター設備事業を110万9,000円減額し、3,346万5,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を60万1,000円減額し、2億3,161万6,000円とするものであります。1項営業収益は180万3,000円の減額。2項営業外収益は120万2,000円の増額であります。

支出につきましては、1款水道事業費用を67万円増額し、2億4,722万7,000円とするものであります。

1項営業費用は、57万9,000円の減額。

2項営業外費用は23万1,000円の増額。3項特別損失は101万8,000円の増額であります。

収益的収入及び支出の補正内容につきましては、補正予算説明書により説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益では180万3,000円の減額であります。主に工業用の水道使用料の減でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は43万9,000円の増額であります。短期貸付金利息の増でございます。2目他会計補助金は37万5,000円の増額であります。一般会計補助金の増でございます。4目雑収益は38万8,000円の増額であります。配水管破損補償費の増であります。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は93万7,000円の減額であります。主なものとして、21節動力費が29万3,000円の減、これは電気料の減額であります。22節薬品費が61万5,000円の減、主に平成20年度末において値上げ前に調達いたしました粉末活性炭による減でございます。2目配水及び給水費は58万1,000円の増額であります。主なものとして、17節委託料が28万円の減、漏水調査委託料の減であります。20節修繕費が86万8,000円の増、配水管等修理費の増であります。7ページに移りまして、4目総係費は22万3,000円の減額であります。主なものは17節委託料が17万円の減、検針収納業務委託料の減でございます。

2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税は23万1,000円の増であります。

3項特別損失、3目過年度損益修正損は101万8,000円の増額であります。過年度未収金のうち死亡者居所不明など、徴収不納のものについて、過年度損益修正損として費用計上するものであります。

1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開き願います。

収入につきましては、1 款資本的収入を515万9,000円減額し、9,046万9,000円とするものであります。1 項企業債は510万円の減額、5 項工事負担金は5 万9,000円の減額でございます。

支出につきましては、1 款資本的支出を630万2,000円減額し、1 億9,325万4,000円とするものであります。1 項建設改良費630万2,000円の減額でございます。

資本的収入及び支出の補正内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

ページ中段よりやや下になりますが、資本的収入でございます。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債は510万円の減額であります。説明欄記載のとおり、各工事費の減による減額でございます。5 項1 目工事負担金は5 万9,000円の減。メーター負担金の減額でございます。

8 ページをお開き願います。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費は32万8,000円の減、事業費確定による減額でございます。2 目総係費は10万円の減、消耗品費の減額でございます。3 目メーター設備費は110万9,000円の減、新設が88万円、検満で22万9,000円の減額でございます。5 目工事費負担金は476万5,000円の減、白浜海岸通り送水管布設がえ工事費負担金の減額でございます。

1 ページにお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1 億278万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,887万1,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額391万4,000円で補てんするものでございます。

2 ページをごらんください。

第5条、企業債の補正でございます。

予算第5条で定めました企業債の予定額について、510万円減額し、4,410万円とする内容であります。起債の方法、利率、償還については、変更ございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。

予算第7条で定めました職員給与費について、3,000円増額し、3,535万2,000円とするものであります。

第7条他会計からの補助金の補正でございます。予算第8条で定めました一般会計からの補助金について、37万5,000円増額し、201万1,000円とするものであります。

3 ページと4 ページは補正予算実施計画、5 ページは資金計画、少し飛びまして9 ページ、10 ページは予定貸借対照表でございます。内容は記載のとおりであります。説明は省略させていただきます。

なお、現在の予算ベースでの収益的収支では、1,561万1,000円の収支不足となる見込みであります。ご理解願いたいと存じます。

以上が平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容でございます。
ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南谷議員） 病院事務長。

病院事務長（斉藤事務長） 続きまして、議案第22号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の提案理由について説明を申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条総則、平成21年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

年間患者数であります。入院患者は2,920人の減で1万8,250人、外来患者は1,702人の減で5万8,322人、合計7万6,572人の計上であります。1日平均患者数につきましては、記載のとおりであります。主に入院で病棟担当医が5名から4名に、1名減少したことが要因でございます。

次に、主な建設改良事業であります。医療器械整備事業の事業費確定により54万9,000円の減額とするものでございます。

2ページをごらんください。

第3条、収益的収入及び支出、並びに第4条、資本的収入及び支出の補正ですが、内容は7ページから10ページの補正予算説明書によりご説明いたします。

7ページをお開きください。

収益的収入であります。1款病院事業収益2,512万9,000円の減。1項医業収益9,469万8,000円の減。1目入院収益では7,665万円の減。2目外来収益では1,421万5,000円の減。入院患者数及び外来患者数の減によるものでございます。3目その他医業収益では383万3,000円の減、2節公衆衛生活動収益の減額ほか記載の内容でございます。

2項医業外収益では6,956万9,000円の増。1目受取利息及び配当金では1万2,000円の増。2目患者外給食収益では26万1,000円の増。3目その他医業外収益では8万9,000円の減。4目他会計補助金では6,905万6,000円の増。5目道補助金では32万9,000円の増。内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

収益的支出に入ります。

1款病院事業費用では2,503万7,000円の減、1項医業費用では2,642万1,000円の減であります。1目給与費では732万円の減、3節法定福利費で355万5,000円の減、退職手当組合負担金その他の減でございます。4節賃金で376万5,000円の減、臨時医師賃金の減額でございます。2目材料費では1,227万3,000円の減、入院・外来患者の減に伴います薬品費及び診療材料費の減など、節説明欄記載のとおりでございます。3目経費では645万3,000円の減、主に1節厚生福利費では67万5,000円の増、健康診断料の増額。2節旅費交通費では109万8,000円の増、臨時応援出張医の増によるもの。5節光熱水費では63万7,000円の減、水道使用料の減によるもの。6節燃料費では65万3,000円の減、燃料単価の減によるもの。9節手数料では109万7,000円の減、廃棄物処理手数料などの減によるものでございます。12節修繕費では80万円の増、2階の空調設備改修による修繕費ほか

増でございます。14節使用料では167万4,000円の減、在宅酸素濃縮器の借り入れ回数の減に伴うものでございます。15節委託料では431万5,000円の減、患者数減による委託検査、給食数の件数減に伴う委託料の減額でございます。16節交際費では50万円の減。

以上が経費の主な増減で内容でございます。

9ページ。

5目資産減耗費では91万5,000円の増。6目研究研修費では129万5,000円の減。それぞれ節説明欄記載のとおりの内容でございます。

2項医業外費用では138万4,000円の増、これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で35万5,000円の減。2目医療技術員確保対策費で26万5,000円の減。3目雑損費で210万4,000円の増、仮払い消費税及び控除対象外消費税、補償医療費増減でございます。4目消費税及び地方消費税で10万円の減、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

次に、資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金54万9,000円の減、医療器械購入費の事業費確定に伴います補助金の減額整理でございます。

10ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費54万9,000円の減。節説明欄記載の器械の備品購入額確定に伴います整理でございます。

以上で、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

議案書、3ページにお戻りください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

職員給与費で732万円の減額、交際費で50万円の減額とする内容でございます。

第6条、他会計からの補助金の補正でございます。

入院・外来の減収に伴います収支不足補てん額補助が主な内容で、内容につきましては項目別に記載のとおりでございます。

次ページの4ページ、5ページは補正予算実施計画、6ページは補正資金計画、11ページ、12ページは平成21年度予定貸借対照表でございます。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、予算ベースで138万円の収支増となりますが、最終的に消費税及び地方消費税の税抜き計上では、338万円となる見込みでございます。

以上で、議案第22号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（南谷議員） 本10件の審査の方法についてお諮りいたします。

本10件の審査の方法については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査方法については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

5分前には鈴を鳴らします。

初めに、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

高橋議員 平成22年度の第1回厚岸町定例会議会に当たり、先般、通告のとおりお尋ねをいたします。

まず初めに、去る2月22日、南米チリで発生した巨大地震の影響で、全国の太平洋側各地で津波の到達する指示が出されたところ、当町の防災関係者を始めとする町職員各位におかれましては、休日にもかかわらず、早朝から地域住民の避難・誘導に迅速に対応していただき、心より感謝を申し上げます。

次に、食品衛生管理についてお尋ねをしております。

ご案内のように、現在、全国各自治体では、食品の安全性や信頼性を消費者へ提供するために、食品業者等が行っている衛生管理の状況を評価し、認証、あるいは認定制度に取り組んでおりますが、当町ではどのような取り組みがなされているのかをお尋ねをしております。

次に、種苗センター内にある遺伝子解析装置を使用し、カキに大きく付着すると言われるウイルスの検査を行う施設の併設はできないかとの問いに、町長は、カキの衛生管理に関する諸問題に対して、町としても関係機関と協力をしていくとのことでしたが、その後、どのように進めようとしているのかお知らせを願いたいのであります。

次に、町内にある公園等についてお尋ねをしております。

現在、町内にある公園、遊園地、広場が多すぎて、十分な管理が行き届かないように思うが、今後、町の人口増が見込めない今日、急速な人口減に伴い、まちづくりを進めるためにも現在の公園の数は、人口の多いころの設定であり、現在の人口に合わないのではないかと思い、しっかり見直す必要があるかと思うのであります。町長の答弁を求めるところであります。

次に、住みよいまちづくりについてお尋ねをしております。

親の経済格差は、教育格差にとどまらず、子供の健康格差となって児童・生徒に広く広がっておりますが、当町では、問題はないのかと思うのであります。

次に、福祉対策についてお尋ねをしてみたいです。

今、全国的に子供たちの身近な遊び場である公園の遊具で、大人が集まるようになってきている。シニア向けに健康づくりを楽しめる公園がふえていることについて、当町ではどのようにとらえているのか。また、全国の高齢者施設でも取り入れられるようになった指を使う遊びで、「脳いきいき折り紙ゲームを楽しもう」が普及しておりますが、当町では、どのような取り組みを進めているのかお尋ねをいたします。

また、今後、厚岸町の児童・生徒、高齢者など、健康維持等にかかわる全国各地の情報の収集について、どのような方法で集めておられるのか、承知の範囲でお知らせを願いたいと思うのであります。

以上のとおり伺いますが、私の持ち時間の関係から、できる限り簡潔にお答えをいただきたくお願いを申し上げ、初めの質問を終わります。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 4番、高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の食品の衛生管理についてのお尋ねですが、まず現在、全国の各自治体では食品の安全性や信頼性を消費者へ提供するために、食品業者などが行っている衛生管理の状況の評価し、認証・認定制度に取り組んでいますが、当町ではどのような取り組みがなされているのかについてであります。お尋ねの制度は、都道府県単位の制度として推進されているもので、北海道では平成19年度から、道産食品の安全性と信頼性を高める制度として、「北海道ハサップ自主衛生管理認証制度」を実施し、北海道が作成したハサップの考え方に基づく衛生管理導入の評価調書を活用した自主衛生管理のレベルアップを推進しているところであります。

評価項目は、施設の設備や管理運営の方法などを点数化し、衛生管理状況を1から8までの段階に区分し、評価段階7以上の事業者が、北海道に登録された登録評価機関に評価を申請し、認証審査会の審査を経て、認証基準に適合していると認められた場合に認証されます。道内では、平成21年12月末で25施設、31食品が認証を取得しており、近隣では根室管内の標津町で1施設1食品、根室市で1施設2食品が取得しております。

この制度の周知や事業者対応は、北海道保健福祉部、保健医療局、健康安全室が担当しており、各保健所の食品衛生の指導・相談部門が窓口となって、食品関係事業者への説明会などが行われており、厚岸町内の食品関係事業者にも毎年度開催されている「食品衛生法に基づく衛生管理及びハサップの導入促進講習会」、「釧路根室地域ハサップ基礎・専門講習会」などについて個別に案内がされているとのことであり、平成19年度以降、町内でも何社かの事業所が参加されていると聞いております。

また、食品衛生協会厚岸町支部の食品衛生講習会などの機会にも、この制度周知と利用についての勧奨がされているところでございます。

次に、「カキ種苗センター内にある遺伝子解析装置を使用し、カキに多く付着するとされているノロウイルスの検査を行う施設の併設はできないか」との問いに、町長は、

カキの衛生管理に関する諸問題に対して、町としても関係機関と協力していくとのことでありますが、どのように進めようとしているのか、お知らせ願いたいとお尋ねであります。昨年12月定例会での高橋議員の一般質問に対し、「カキ種苗センターでのノロウイルスの食品衛生検査の実施については、そういった施設を併設することは不可能であることを説明させていただきました。しかし、食品の衛生管理に対し、消費者の関心が高まってきている現状において、カキ生産者の衛生管理に関する負担がふえていることは、町としても認識しており、カキの衛生管理に関する諸問題に対して、町としても関係機関と協力していきたい」との回答を申し上げたところであります。

生食用のカキの取り扱いについては、食品衛生法で細かく規定されており、厚岸町においては釧路保健福祉事務所が、カキ生産者の衛生管理について指導・監督することになっており、厚岸町としては、指導的役割ではなく関係機関と連携を図り、生産団体の取り組みを支援することが、その役割であると考えております。

したがって、平成19年に、三重県伊勢保健福祉事務所の食の安全・安心監視課長を講師として招いての衛生管理研修会の開催や、平成17年に発生したカキの貝毒問題の際に、釧路支庁で開催された対策会議に出席して情報収集することなどはその一例であり、こうした支援が産業振興の観点から町の役割と考えております。

こうした中、厚岸漁業協同組合及び釧路地方食品衛生協会厚岸支部から、「厚岸町カキ種苗センターにおける食品衛生検査の依頼について」という要望が出されております。詳細は割愛させていただきますが、カキ生産者が自主的に実施している生食用のカキの衛生検査について、カキ種苗センターでの検査協力を依頼する内容であります。しかし、こうした検査が町で受けれるものかを判断するには、カキ種苗センターの設置目的との整合性や厚岸漁業協同組合の食品衛生管理に関する考え方の確認、生食用カキに関する検査方法の実態、カキ種苗センターにある機器類で対応できるか否かについて整理する必要があることから、視察や研修を実施しているところであります。

昨年12月には、釧路保健福祉事務所食品保健係担当者と、カキの衛生管理について意見交換を行いました。同月末には、釧路市漁業協同組合品質管理課を訪ね、品質管理業務の実情や問題点について意見を伺ってまいりました。また、ことし2月にも再び釧路市漁業協同組合を訪ね、実際の加工処理の現場を視察しております。

さらに先週、釧路保健福祉事務所にて、当町職員が食品衛生検査方法について、技術研修を受講しております。その研修内容は、生食用のカキの成分規格であります「一般性菌数、大腸菌最確数、腸炎ビブリオ最確数」と「腸管出血性大腸菌」の検査方法についてであります。

こうした研修や視察を行った結果、食品衛生管理は自主的な検査を実施することはもちろん大切であります。問題が発生した場合に検証できるような衛生管理態勢の確立の方がより重要であることや、食品検査において信頼性のある結果を得るためには、食品衛生法で細かく規定されている公定法、あるいはそれに準じた方法で検査することが必要であることがわかりました。

こうしたことを踏まえ検討したところ、「食品衛生検査に必要な機器類のうちで、カキセンターにはないものや台数が足りないものがあること」、「信頼性のある検査結果を出すには、検査に従事する職員の一定年数の経験が必要なこと」、「大量の検体を処理する

には、作業スペース及び人員が不足していること」などが判明しました。

したがって、現時点では、民間の食品検査機関のように大量の検体を受け入れて、大規模な検査態勢をカキセンターに構築することは、不可能であると考えております。しかしながら、消費者の食の安全に対する関心が高まっている情勢を勘案しますと、生食用のカキの検査項目であります「一般細菌数、大腸菌最確数、腸炎ビブリオ最確数」と「腸管出血性大腸菌」の検査方法を習得しておくことは、厚岸町にとって財産になるものと考えます。

そこで当面は試験研究的な取り組みとして、カキ種苗センターにあります機器類を使って、食品衛生検査方法の習熟に努めたいと考えております。こうした試験研究成果をもとにして、検査態勢を含めた生食用カキの衛生管理態勢のあるべき方向性について、厚岸漁業協同組合や関係漁業者とともに研究していきたいと考えております。

続いて、2点目の町内にある公園などについての質問にお答えします。

まず、「現在、町内にある公園などは人口が多いころの設定であり、現在の人口に合わないのではないか」とのことではありますが、厚岸町が設置し管理する公園は、都市公園法に基づく公園として、地域に居住するものが身近に利用する街区公園が12公園、主に近隣に居住する者が利用することを目的とする近隣公園が住の江丘陵公園、主として運動の用に供することを目的とした運動公園が宮園公園、住民全般の休息・観賞・遊戯など総合的な利用に供することを目的とする総合公園が子野日公園、特殊公園として厚岸霊園があり、この他、都市公園法によらない港町海洋公園や町民広場などが8公園、合計24公園があります。

公園の数は、平成15年度に策定した「厚岸町緑の基本計画」において計画されており、目標年次を平成35年とし、中間年の平成25年の行政区域内人口を1万750人、平成35年は9,000人とした見通しを立て、既存公園は現状を維持し、公園未整備地域には街区公園を6公園増す計画としており、「厚岸町緑の基本計画」における人口推計は、現在の人口推移とほぼ合致しております。

また、「急激な人口減に伴い、まちづくりを進めるにも現在の公園数の見直しをする必要があると思うが、いかがか」とのことではありますが、公園は人々が休憩や遊びを楽しむ場として設置されるほか、すぐれた風景地として保護する目的や利用する目的で設置され、さらには防災機能も持ち合わせており、それぞれの目的に応じて設置し、管理しているところであります。

このような公園の中でも特に街区公園は、町民の暮らしに密接した不可欠の都市施設であるため、児童や高齢者の利用を考慮しながら、誘致距離250m²、面積0.25ヘクタールを標準に、適正に配置する必要がありますが、敷地確保などの問題から、満足のいく配置に至っていないのが現状でありますし、既設の都市公園は都市公園法の規定により、みだりに廃止することはできないことになっております。

多くの地域から既存公園における遊具の更新や、公園の設置がされていない地域からは、公園整備の要望が寄せられており、公園の目的や機能、町民要望を踏まえますと、最低限既存の公園は維持していかなければなりませんし、未整備地域においては、現在の厚岸町緑の基本計画における公園数を目標に、行政主導の計画ではなく、地域の人に愛される公園を地域の人たちとともに作る「協働による公園づくり」を実践してまい

りたいと考えているところでございます。

続いて、3点目の住みよいまちづくりについてのうち、福祉対策についてお答えをいたします。

全国的に子供たちの身近な遊び場である公園の遊具で大人が集うようになってきている。シニア向けに健康づくりを楽しめる公園が増えていることについて、当町ではどのようにとらえているのかとの質問であります。収集させていただいた情報では、公園シニア向けの健康遊具を設置し、足腰の筋力を強化したり、体を伸ばしてストレッチする遊具が主流となっております。東京都品川区の例では、公園で月2回の「いきいき運動教室」を開催しており、教室を運営する「体力づくり指導協会」の指導員が、遊具の使い方や運動のポイントを指導しているとのことであり、指導員からは「公園は24時間いつでもだれでも無料で使え、介護予防の活動にこんなよい場所はない」との評価もいただいていると聞いております。

厚生労働省では、平成18年度から指導体制を整え、「介護予防遊具」の設置を300万円の限度額設定はありますが、地域介護・福祉空間推進交付金の対象にしたことで、健康遊具の設置台数は、平成10年度には約5,700基だったものが、平成19年度は1万5,144基に急増したとの情報もあります。厚岸町は寒冷な気候に加え、積雪により公園の利用期間はごく限られた期間であります。また、健康遊具の使用に当たっての指導体制や指導後のサポーター役の担い手養成の問題などもあります。

厚岸町の公園づくりは、「地域と協働による公園づくり」を進めており、平成21年度は、門静地区で実践し、完成しております。現在は、光栄地区において公園のプランをつくり、地域の皆さんと協働で作成しているところではありますが、地域との協議の中では、児童が遊ぶものが主体でありまして、シニア向けといった要望が出てこない状況もありますが、今後のシニア世代の方も含めた高齢者施策の一つとして、遊具の更新や公園整備においては地域と話し合いを持ちながら、シニア向けの遊具も検討できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、全国の高齢者施設でも取り入れられるようになった指を使う遊びで「脳いきいき折り紙ゲームを楽しもう」が普及しているが、当町ではどのような取り組みを進めているかのご質問であります。厚岸町でもデイサービスなど高齢者施設では、認知機能の維持・向上を目的にした頭の体操に折り紙やパズル・塗り絵などがゲームとして積極的に取り組まれております。また、介護予防として取り組んでいる「元氣いきいき教室」でも、自宅やグループでもできるプログラムとして、手芸教室、脳いきいき健康教室、パソコン教室なども取り入れた介護予防メニューを取り入れ、各教室修了者が日常生活で継続していくことによる認知症の予防を促進しているところであります。

次に、今後、厚岸町の児童・生徒、高齢者などの健康維持にかかわる全国各地の情報収集について、どのような方法で集めていくのかのご質問にお答えします。

健康の維持・増進事業における全国各地の情報収集につきましては、国や道からの情報提供のほか、保健所や専門機関の行う研修への参加、専門分野の情報誌やマスコミ報道・インターネット、市町村ホームページの情報による収集が中心であります。今後におきましても、情報収集に努めてまいりたいと存じます。

なお、住みよいまちづくりについてのうち、教育行政関係については、教育長から答

弁をさせます。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 私からは、教育行政に関する質問について答弁させていただきます。

質問事項3点目の住みよいまちづくりについてのうち、1番目の「親の経済格差は教育格差にとどまらず、子供の健康格差となって児童・生徒に広がっているが、当町では問題はないのか」との質問でございますが、この件につきましては、昨年9月29日の全国紙の社会面で報道されました。

この新聞報道によりますと、今日の日本経済の冷え込みの中で、子供たちが経済的に苦しんでいることが統計にもはっきり示されている。文部科学省の調査では、この10年間で就学援助の対象となる児童・生徒が約78万4,000人から142万1,000人と、1.8倍にふえていると伝えられております。さらに、この紙面の中で、経済的に苦しく子供たちが病院へ通院することをためらい、このため保健室を利用することや、「おなかすいた」と言って保健室にやってくる児童・生徒の実態が報じられております。

厚岸町の就学援助の対象児童・生徒については、平成12年では、児童・生徒合計で1,361人のうち、対象児童・生徒が178人で、割合は13.08%であったのが、平成21年では児童・生徒合計で858人のうち、対象児童・生徒が136人で、割合は15.85%となっております。これを平成12年度と比較しますと、この10年間で対象者数では42人減少しておりますが、割合では2.77ポイント増加している実態にあります。

こうした中、町の就学援助制度に対する対応につきましては、学校と十分連携をとりながら、保護者に制度の内容を知らせるとともに、必要な場合は適切に対応が図られるよう配慮しているところであります。

「子供の健康格差が児童・生徒に広がっているが、当町では問題ないのか」とのご質問につきましては、町内すべての小中学校と高校に対し、保健室の利用実態について照会いたしました。すべての学校から、ここ一、二年の間では保健室を利用する児童・生徒に、新聞で報じられたような状況はないとの報告がありました。しかし、一つの学校から、大分以前のことではあるが、家庭での食事がおやつのような食事内容だったり、健康診断で異常があってもすぐに病院へ行かない家庭や、服装や頭髮が不潔なために、その都度保護者に対して、直接、養護教諭から指導を行ったことがあるとの報告を受けております。

教育委員会といたしましては、今後ともすべての児童・生徒が平等な教育環境のもとで、生きる力がバランスよく育成できるよう注意深く見守るとともに、各学校とも十分な連絡体制をとりながら、児童・生徒の小さな変化も見逃さないよう、慎重な対応を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（南谷議員） 4番、高橋議員の再質問は、再開後といたします。

再開は午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午後 0 時04分休憩

午後 1 時00分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第 3、一般質問。

4 番、高橋議員の再質問を行います。

4 番、高橋議員。

高橋議員 食品の衛生管理について、町長にお尋ねを申し上げたところ、町長は、町政執行方針の中で、食品の衛生管理が大きな社会問題となっており、こうした中、厚岸で生産される安全で良質な水産物の供給体制を整えるためには、漁業関係者が一体となった取り組みが必要なことから、水産物の衛生管理講習会の開催や衛生管理型漁港施設の検討などを通じて、品質管理や衛生管理に対する共通認識を深め、地域の実態に即した地域ハサップの取り組みを進めたいとのことではありますが、まず、この制度の推進に当たって業界への指導体制の取り組みについて伺います。

北海道ハサップ自主衛生管理認証制度は、事業者により自主衛生管理の方法が、道の定めた基準を満たしている場合認証するもので、また、この制度の対象はご案内のように食品の製造、加工する施設、スーパーマーケットのバックヤード、さらには給食施設や大型ホテル、旅館、弁当等製造施設などの大量調理施設等に当たるものであります。

なお、平成21年12月末現在、水産加工品、菓子、ナショナルチーズなど25施設、31の食品等が認定を取得しているところであります。そこで認証取得による業界のメリットについて、どのようなメリットがあるのかをお尋ねしたいのであります。

次に、食の安全に絡む事件の摘発数が全国で昨年は66件と、前年の約1.8倍になり、統計を取り始めた2002年以来、最も多かったことが去る2月25日、警察庁の集計で発表されたところであります。食品の産地偽装は、以前から潜在的にあったと同庁は見ているが、名古屋市などの業者が農薬汚染米を食用に販売し、食品衛生法違反容疑などで摘発されたことで関心が高まり、関係機関の検査強化が捜査につながり、ウナギやアサリの産地偽装発覚が相次ぎ、37法人、132人が摘発を受けたところであります。

以上のようなことから、食の安全・安心を確保するためにも町長は執行方針の中で言われているように、カキ種苗センターは産業振興に寄与する施設として役割を果たすため、より一層の技術の向上に取り組み、良質なカキの種苗を漁業者に安定的に供給しながら、健全な運営に努めてまいりますとのことであります。

私は、事業の優先順位をしっかりと見直していただき、町が運営しているカキ種苗センターにある遺伝子解析装置を使い、一般細菌、大腸菌腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌などの検査が、速やかにできるよう進めることがベストかと思うのであります。ご案内のように、道内で生食用カキを生産・出荷している唯一の当町としては、生産者が安心して消費者に届けるためにも、速やかに検査ができる事業を進めることが大切かと思うのであります。

そして、さらには全国・全道の多くの消費者に、厚岸のカキを召し上がっていただく

ことは、厚岸観光の経済にも大きな期待ができるものと思うところであります。町の積極的な取り組みを願うところであります。

次に、公園の使用についてであります。公園とは公衆のために設けられた遊園地、庭園であります。遊園地とは、遊覧、娯楽などの施設を備えた公園、遊園地のことを指しております。そこで私が気になるのは、広場というのは何を指しているのかということでもあります。

この公園の一部には、公営住宅建設のために補助事業に伴い、公園などの整備が義務づけられたものもありますけれども、まず、町内には公園という名のついているところが18カ所、遊園地は宮園1号遊園地1カ所、広場については4カ所、町民広場、暮らしの交流広場、ピリカウタ広場、松葉憩いの広場、以上のように計23カ所の施設がある中で、年間を通じ有効に使われているところは何カ所かと言われたら、まず子野日公園と町民広場、松葉憩いの広場が、主に使っているところは3カ所から4カ所と思うものであります。そこで私は、町内にある公園について平成の時代に合った見直しが必要かと思うのであります。

まずその一つに、これからますます増える高齢化に伴い、ある施設を利用して福祉に役立てることも一つの方法かと思うのであります。まず、最近の情報から申し上げますと、平成21年10月、新聞の記事から最新医療情報という記事を拝見したところ、こんな記事が載っております。「体力づくり指導協会、筑波大学大学院のスポーツ医学担当の先生の協力を得て考案された、15年前から各種の公園に設置し、運動教室とボランティア指導者の養成に取り組んでいると、同協会事業部長は、公園に設置された健康遊具のメリットを、公園は24時間いつでも、だれでも無料で使い、介護予防の活動に、こんないい場所はない」と話ししているそうです。

先生は、老化にブレーキをかけるだけでなく、仲間との交流が促進されるといった社会心理的な効果もあり、少子高齢化時代では、公園は多くの世代で有効活用するのが理想と指摘をされており、ただ、有効的に使うには、遊具の正しい使い方の理解が大切だとも指摘しております。協会では、遊具説明版をしっかりと読んで、無理せず、ほどほどぐらいたのつもりで楽しんでいただけるよう、アドバイスをしているとのことでもあります。当町においても、見直しのためのよい情報をしっかりとらえ、取り組んでいただきたいと思うのであります。

次に、親の経済格差であります。

昨年10月1日、新聞記事の中で、広がる子供の健康格差という活字が目には焼きつき、当町では問題はないのかとお尋ねしたところであります。今、全国では格差社会の広がりとともに、状況は悪くなる一方だという現場の養護教師らは、改善を訴えるために全国の事例を集め始め、道内の学校の養護教諭によると、体育の授業で足首をひねった男子生徒が保健室にやってきて、はれ上がった患部を湿布で手当して、「靭帯が切れているかもしれないから、病院に行ったほうがいい」と言い聞かせたところが、次の日もその次の日もやってくるので話を聞くと、生徒は母子家庭で、「うちには湿布なんか無い、買ってもらえない、病院に行かなくてもそのうちに治る」と言った。また、別の男子生徒は、頭痛がすると言って1年前から、毎日、市販の鎮痛薬を飲んでいて、「薬ちょうだい」と言って保健室にちょくちょく顔を出すので、心配で母親に「一度、検査を受けたほうが

いい」と手紙を出しても返事がなく、学校医に治療勧告書を書いてもらい、母親はようやく生徒を病院に行かせた。さらに、昨年7月に愛知県で開かれた全日本教職員組合の養護教諭の会合でも、子供たちの窮状が相次いで報告されたところでもあります。これまで埋もれていた親の経済状態、子供の健康関係について掘り起こそうと、各地の教員に報告を呼びかけている現状であります。

以上の情報を参考に、当町においては事故が起きないように、徹底した予防指導に努めていただくことをお願いするものであります。

次に、指を使う遊びで、「脳いきいき折り紙ゲームを楽しもう」という見出しで、昨年10月2日新聞に掲載、指先を使うことで元気なシニア生活を送ろうという取り組みが、今、全国的に広がっているのであります。長年、介護施設などへの体操講師の派遣などを行っている東京のある会社の先生は、脳の指令が筋肉に伝わり手が動く、手を多く使えば脳を使う機会がふえると説明し、初めからうまくできなくても、高齢者でも指先を使いながら楽しみ、自分に合った趣味を選び試すことは大切かと思うのであります。そこでお願いしたいのであります。

現在、厚岸町老人クラブ連合会では、年間を通し各種事業を展開しておりますが、工作機械であるとか、手芸教室、カラオケ教室、あるいはパークゴルフ等かわる指導者について、指導者がいないため開講できない教室があるが、今後、どのように指導者の養成を図るのかをお尋ねしたいところであります。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 私から、食品衛生に関する関係、さらにはまた公園の設置についてのお答えをさせていただきます。その他について、また、不足の点については担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

まず1点目の食品の安全、衛生に関する関係でございます。

食品安全基本法におきましては、食品安全の確保に関し、食品供給工程、すなわち生産者のみならず、食品の販売に至る一連の食品工程の安全性というものを強く望んでおるわけでありまして、これは当然のことでありまして、そういう中で、厚岸のカキ、おかげさまで全国的にブランドとして高く評価をされております。そういう中で食の安全、当然、大事なことであります。

そういう意味におきまして、先ほどの第1回目の答弁でもお話いたしました、厚岸漁業協同組合並びに釧路地方食品衛生協会厚岸支部から、厚岸町カキ種苗センターにおける食品衛生検査の依頼という強い要請が、私自体にあったわけでありまして、私は、大変うれしく思います。やはり食の安全というのは、行政だけで行うわけにはいきません。やはり官民一体となった取り組みをしなければ、食の安全につながっていかない、特に消費者との信頼関係が最も大事であります。

そういう意味におきまして、私といたしましては、種苗センターにおける検査ですが、今の現行の器機、また職員数においては、大量の検体の検査は難しい状況にあります。そういう意味において、今日の種苗センターにおいて行えるものは何か、これを研究し

ながら要望にこたえてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なおまた、公園ですが、これは都市計画法に基づいてつくっているわけでありまして。また、厚岸町におきましては、厚岸緑の基本計画、先ほどお話いたしました、私ではまちづくりにおいては快適なまちづくり、重要な課題だと思っております。その一つの役割に、公園があると思っておるわけでありまして。人々が憩い、遊びを楽しみ、また災害時には避難路、また避難所、防災的な役割も大きくなっておるわけでありまして。

そういう意味において、シニアのすなわち高齢者の公園等に見直しをしたらどうかと、公園、高齢者のみならず、高齢者も利用しやすい、健康維持できる公園にしたらどうかという私見をいただいたわけでありまして。私も大変これはいい考えだと思っております。今日、高齢者、急速にふえております。当然、健康維持、保持をする、大事な問題でありますので、私は先例として先ほど東京都のお話いたしました、これら類も参考にしながら厚岸町でもぜひやりたい、そのように考えておりますので、公園の見直しも含めて要望にこたえる最大の努力をさせていただきたいと、そういうように考えておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 質問者のほうから、自主衛生管理の認証制度のメリットについてのご質問がございました。

申すまでもなく食品関係の事業者の皆さんにとっては、従業員の方々の衛生管理に取り組む姿勢・努力というものが、定期的な施設内検証の中で高まっていくというメリットもありますし、そういった取り組みを消費者の皆さんにアピールしていくことによって、もちろん北海道も認証事業所のパンフレットを作成したり、ホームページに載せたりというような形でPRをされておりますが、そういった面での消費者への信頼、取引の信頼というものが出てくるのだろうというふうに私ども思っております。それ以上に大きなメリットといたしますのは、万が一、食中毒などの食品事故の発生というものが出来た場合の発生リスクを逡減をさせるということが、何よりも大きなメリットではないのかなというふうに思っております。製造から納品までのきちんとした管理体制のデータというものを蓄積をする中で、どの商品がどこに納められて、食中毒が発生をしたのかというような点検がすぐさま点検ができて、トラブル発生に対応ができるということが指導監督に当たる保健所あたりからも、そういったメリットがあるのですよという話も聞いております。

そういう意味で、先ほど町長のほうからは、評価点数が1点から8点までで、7点以上が認証制度に載るといってお話をさせていただきましたけれども、7点以下でもハサップの取り組みをされている事業所があるというふうに聞いておりますので、そういった取り組みをさらに発展をさせていく中で、ぜひ認証制度の取得に向かって努力をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますし、我々も指導する立場にございません。生食力キのお話の中でも出ておりましたが、我々、支援する立場として情報提供等、今後ともさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 私のほうからは、特に高齢者などへのいろいろな活動の指導という面からのご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、地域福祉づくりの両輪の輪と申しますか、行政と社会福祉協議会という大きな組織があるわけでございます、これまでもいろいろな面で連携しながら、地域福祉づくりの推進をしてきたわけでありまして、そういう個々の問題についての地域福祉活動に当たっては、やはり社会福祉協議会の力も大きなものがございまして、そういう部分で地域福祉活動専門員ですか、そういう指導者の養成または確保について、今後とも社会福祉協議会と連携を図りながら、それに努めてまいりたいと思っております。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 私のほうからは、先ほども町長のほうからご答弁させていただいておりますけれども、ご質問者がおっしゃるカキ生産者が行っている実施検査項目で一般細菌数、大腸菌最確数、腸炎ブピリオ最確数、腸管出血性大腸菌の食品衛生検査を、速やかにできるように進められたいというご要望でございますけれども、先ほど来、町長がご答弁申し上げているとおり、まず、この施設は設置目的でありますシングルシードカキの種苗生産や水産増養殖の調査研究であります。このことは現在、そして将来においても、こういう調査研究のデータの蓄積はとても大事な大切なことであると、私は思っております。そういうわけですので、本来の業務が、食品検査業務になった場合に、おろそかになってはとていけないことになると思っております。

また次に、現在、カキを出荷するまでのルールとしまして、生産者の皆さんはカキの処理場として、知事の許可を受けてカキ処理業を営む皆さんの責任で食品衛生検査が行われております。ただ、町としましては、食の安心・安全が叫ばれる中、どう支援できるか、生食用カキの検査項目を試験・研究的に、試験としてあくまでも食品衛生検査方法の習熟に努めながらという段階でございますので、そういうことでご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（南谷議員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 経済格差と健康格差の件でございますが、先ほどの教育長の答弁にもありまして、今回の質問を受けまして、各学校に対して、こういった新聞で報道された内容を添付しまして、こういった実態が各学校の中で起きていないかということをお小学校・中学校、さらには町内の高校のほうにも私は電話で照会をさせていただきました。

この二、三年については、こういった状況は全く見当たらないわけではあります、その一つの学校のほうから、たまたまこの養護教諭は厚岸で10年ぐらい勤務をされていて、

そういう中での保健室の状態としては、経済的な問題なのか、保護者の養育意識の問題なのかということについて前置きをしておりますが、先ほど教育長から答弁ありましたように、食事がおやつのような食事をとっていたり、健康診断で異常があると言っても、なかなか病院に行ってくれない親がありましたということの報告を受けています。

今現在は、そういった状況にはないのでありますが、やはりそういった子供たちの小さな変化を今後とも見逃さないよう養護教諭や学校と協力しながら、これからも取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

高橋議員 町長のほうから、食の安全についてはるる大変細かくご説明をいただきまして、ありがとうございました。

今、また、何度も言うようですけれども、種苗センターの遺伝子解析装置というのは、道内の小さな町としては、すばらしい性能を持った器械である関係上、ぜひとも有効に活用できるように取り計らっていただけるような対策を講じていただきたい、このように切に要望するものであります。

さらには、公園等の見直しについては、町長もやはり何かしら感じるところがあるのか、シニア向けのそういった遊具の設置、あるいはまた、東京都を含めた関西一円で行われているようなそういった公園づくりというものも、念頭に置きながら考えているようでございますけれども、いろいろお話ししたいのですけれども、時間の関係もありまして、この辺で切りますけれども、いずれにしてもしっかりとした取り組みをしながら、すばらしいまちづくりをお願いしたいということで、私の質問は終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） それぞれご質問をいただいたわけですが、先ほど私から、さらにはまた担当課長から答弁あったとおりでございます。さらに、再答弁あったわけですが、それぞれまた研究なり調査をしながら前向きに進めてまいりたいと、そのように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（南谷議員） 以上で、4番、高橋議員の一般質問を終わります。

次に、2番、堀議員の一般質問を行います。

2番、堀議員。

堀議員 私は、本定例会に、さきに通告したとおり質問するものであります。

まず第1に、学校教育についてであります。

(1)として、本年度の全国学力・学習状況調査の実施内容等についてであります。

ア、全国学力・学習状況調査は、従来の対象学年全部を対象とした一斉調査から、対象数の3割を抽出したのものになるとのことだが、他の市町村の中では、抽出から漏れた

残り7割も抽出調査の希望利用で、対象児童全部の調査を実施するところがあると聞きます。厚岸町においてはどうするのか。

イ、教育委員会では、過去3カ年実施された調査によって読み解くことができる。厚岸町における子供の学力の状況をどうとらえているのか。

(2)として、子供の学力向上についてであります。

ア、教育行政執行方針において、「ティームティーチングや少人数指導、発展的な学習や補充的な学習を積極的に取り入れ、指導方法の工夫による個別指導への対応に努めてきた」とあるが、発展的な学習や補充的な学習については、さらに拡充すべきと思うが、教育委員会の考えを伺いたい。

イ、学力向上について、現状のままでは、その成果を明確に推しはかることは困難であろうと推察する。そこで大学進学率を一つの指標として、明確な目標を定めることによる総合的な学力向上対策を展開する考えはないのか。

次に、第2に、体育振興についてであります。

(1)として、総合型地域スポーツクラブの設立についてであります。

ア、国は、平成12年にスポーツ振興法の規定に基づき、スポーツ振興基本計画を定め、この中で計画年次である平成22年度までに、全国の各市町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成するとある。いよいよ来年度がその計画年限であるが、厚岸町においての総合型地域スポーツクラブの設立はいつになるのか。

(2)として、厚岸町の成人の週1回以上のスポーツ実施率についてであります。

イ、前述したスポーツ振興基本計画には、大目標として生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指すとあるが、現時点で厚岸町の成人の週1回以上のスポーツ実施率は何%となっているのか。

(3)として、スポーツ指導者の養成・確保・活用についてであります。

ア、将来的に持続的なスポーツ振興を図ろうとしたときに、各種スポーツ指導者の恒常的な養成と確保・活用は不可欠と考えるが、そのための事業展開を図ろうとの考えはないのか。

以上について、私は、教育委員会のお考えを聞きたいと思います。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 2番堀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、学校教育についてのお尋ねでございますが、1番目の本年度の全国学力・学習状況調査の実施内容等についての1点目は、全国学力・学習状況調査の利用希望について、厚岸町においてはどうするのかとのご質問でございますが、ご質問の中にあるとおり、本年度より全国学力・学習状況調査の実施に当たっては、対象校の3割抽出によって実施されることとなっております。そこで抽出されなかった学校での実施については、北海道教育委員会では、対象校の全数調査を進める方向で、予算計上を行っているところでございます。

厚岸町教育委員会といたしましては、児童・生徒の学力学習状況を把握する上で、貴重な機会であるとの考えから、抽出候補校から漏れた学校においても抽出候補校と同様

に、全国学力・学習状況調査を全小中学校で利用し、実施する予定でございます。

2点目の教育委員会では過去3カ年実施された調査によって、厚岸町における子供の学力の状況をどうとらえているのかとのご質問でございますが、まず、実施対象となっている小学校6年生及び中学校3年生の過去3カ年の結果を平均正答率で見た場合には、国語、算数、数学とも全国・全道の平均を下回っている状況にあります。結果から得られる数値には、年度によって多少の上下はありますが、3カ年を全体的な傾向で見ると、算数、数学を苦手とする状況が見られます。特に、論理的な思考を必要とする問題で差が大きくなる傾向にあります。同様に、国語では、漢字の読み書きなど継続的に取り組む学習では、正答率が高い傾向にありますが、文章の要約や表現の工夫など思考を要する問題では、正答率が低くなる傾向にあります。

この調査では、学力のほかに児童・生徒の日常の生活状況や学習の取り組み等についての聞き取り調査も実施しますが、全体の傾向として特に全国との比較で目立つ項目は、家庭における学習時間や読書時間の長さ、テレビ視聴やゲーム等をする時間の長さであります。この点については、基本的な生活習慣が身につけている児童・生徒のほうが、平均正答率が高いという結果が出ていることから、学校においては基礎的・基本的な学習内容の定着を重視するとともに、家庭との連携による生活リズムの一層の確立が必要であると考えております。

また、朝読書の実施や情報館との連携を活用した読書指導についても、従前同様、積極的な展開を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の子供の学力向上についての質問であります。1点目の発展的な学習や補充的な学習については、さらに拡充すべきと思うが、教育委員会の考えを伺いたいとのご質問でございますが、現在、町内の小中学校においても国語や算数・数学の授業を中心として、チームティーチングや少人数指導、補充的な学習等に取り組んでいるところです。これらの授業を組む際には、指導方法工夫改善加配の制度を活用して、教師の増員を図ったり、担任外の講師や、空き時間の講師を配置するなどの工夫をした中で行っております。

このような学習形態の工夫が、児童・生徒にとっても学習内容を理解する上では、大変有効な方法であることは、これまでの取り組みの中でも確認されているところでございます。しかしながら、学校の教員配置数については、学校の規模に応じた基準があり、現在、実施しているチームティーチングや少人数指導の授業の取り組みは、人員配置上の問題や教育課程の限られた授業時数での実施など、さまざまな問題を抱えながら、可能な範囲で実施している現状であります。

発展的な学習や補充的な学習のさらなる拡充は、学習意欲を高めるためにも有効な方法の一つであると考えますが、確かな学力を身につける観点からも、基礎的・基本的な学習内容の定着を優先した中で、児童・生徒の学習状況に応じた学習形態の工夫や指導方法の工夫もあわせて図っていくよう、一層の授業改善に努めてまいります。

次に、2点目の学力向上について、大学進学率を一つの指標として、明確な目標を定めることによる総合的な学力向上対策を展開する考えはないのかとのご質問でございますが、ご質問にもありますように、学力向上についての成果を具体的に推しはかる方法については、困難なものがあります。現在、実施している全国学力・学習状況調査や町

独自で実施している学力調査では、児童・生徒の持つ資質や能力の一部を数値的にとらえたものであり、学習内容や集団の持つ特性なども反映されることから、このことをもって学力が向上したとか低下したとかという結論に結びつけることは、難しいと考えております。

また、大学進学率を一つの指標にして、明確な目標を定めることについては、個別の児童・生徒の追跡調査等も必要であり、個々が志望する進路に応じて多様化していくことから、単純に比較できるものではないと考えます。しかしながら、総合的な学力向上対策の展開という視点は、児童・生徒の学力を確実に身につける上では大変重要なことであり、学習指導の改善や家庭との連携、児童・生徒の学習意欲の向上など、具体的な取り組みの手かがりを得ることにつながっていくと考えます。今後、学校との連携の中で、学力向上に向けた具体的な指標の検討を図りながら、学習指導の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、二つ目の体育振興についてであります。1点目の総合型地域スポーツクラブの設立についてお答えいたします。

国は、平成12年にスポーツ振興法の規定に基づき、スポーツ振興基本計画を定め、この中で計画年次にある平成22年度までに全国の各市町村において、少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成するとある。いよいよ来年度が、その計画年限であるが、厚岸町においての総合型地域スポーツクラブの設立はいつになるのかとのお尋ねですが、総合型地域スポーツクラブについては、文部科学省が平成12年に示しており、スポーツ振興法に基づくスポーツ振興基本計画において、成人の週1回以上のスポーツの実施率を50%と定め、その基盤としての総合型地域スポーツクラブを平成22年までの10年間に、全国の市町村に一つは設立するという目標を掲げています。

ここで掲げられている総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者までが世代を超え、さらには多種多様なスポーツにおいて、初心者からハイレベルな競技者までが、それぞれの志向に合わせて参加できるという特徴を持ち、その運営は地域の住民により、自主的・主体的に行われるスポーツクラブとなっています。

厚岸町においての総合型地域スポーツクラブに関する取り組みとしては、昨年3月7日に海洋センターを会場に、管内の社会体育関係者とスポーツ関係者を対象とした釧路教育局主催による「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けた研修会を開催しており、本町からは体育指導委員や体育担当の職員が出席しております。なお、この地域総合型地域スポーツクラブの運営は、あくまでもスポーツクラブやサークルなどの民間が主体という趣旨であることから、町内の各スポーツ団体や関係機関などと、地域の現状課題を話し合う場をもうけるなど、設立に向けた合意形成の支援に努力してまいりますが、他の市町村でも設立までにはかなりの年限を要していると聞いており、また、北海道教育推進計画における生涯スポーツの振興としての総合型地域スポーツクラブの設立目標を、平成24年度に定めていることから、本町においても設立の支援に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目の厚岸町の成人の週1回以上のスポーツ実施率についてお答えいたします。

スポーツ振興基本計画には、大目標として生涯スポーツ社会の実現のため、できる限

り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%以上になることを目指すとあるが、現時点で厚岸町の成人の週1回以上のスポーツ実施率は、何%となっているのかとのお尋ねですが、今回の厚岸町における成人の週1回以上のスポーツ実施率の算出に当たり、町のスポーツ施設の年間利用者数をもとに算定していますことから、現在、海洋センターや勤労者体育センター、パークゴルフ場、野球場などスポーツ施設は8施設あり、これらの施設の平成20年度の利用者数は、2万6,914人となっております。これを町内でスポーツを行っていると思われる20歳代から75歳までの人口7,554人で除しますと、1人当たり年間3.6回の施設利用となり、この数値をもとに1週間あたりの実施率を算定いたしますと、約7%となっております。

この数値を見ると、確かに本町におけるスポーツの実施率は低い状況にありますが、このほか無料の施設やスポーツ施設以外で行われていますウオーキングなどのスポーツに取り組んでいる町民を数多く見かけますことから、潜在的には相当数の町民が何らかのスポーツを行っていると思われます。このため、今後、スポーツの実態等のアンケート調査を行い、スポーツの実施率等の把握をし、町民の健康増進や保持の基礎資料として活用しまして、生涯スポーツの普及に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目のスポーツ指導者の養成・確保・活用についてお答えいたします。

将来的に持続的なスポーツ振興を図ろうとしたときに、各種スポーツ指導者の恒常的な養成と確保・活用は不可欠と考えるが、そのための事業展開を図ろうとの考えはないのかのお尋ねですが、現在、本町のスポーツの振興に当たっては、スポーツ担当の行政職員や体育指導委員のほか、各体育団体の指導者によって地域のスポーツ振興が図られており、スポーツ指導者の養成は必要不可欠と考えております。

指導者には幅広い教養と専門知識、より高い指導技術はもとより、人々のスポーツニーズを正しく把握し、適切な指導が行えるよう、その資質の一層の向上が求められております。

本町においては、スポーツ指導者の養成・確保をするため、平成元年から町内の各少年団の指導者に対し、釧路管内スポーツ少年団連絡協議会が主催するスポーツリーダー養成講習会を兼ねたスポーツ少年団認定員養成講習会への参加を促して、指導者の資質の向上も含めた中で指導者の養成・確保に努めており、現在まで19名が指導者講習を受講しております。なお、この講習会に参加した指導者は、少林寺拳法スポーツ少年団を初めとした各団体において、質の高い指導者として積極的に活躍しております。

したがいまして、今後も引き続き講習会等を利用した指導者の養成・確保に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（南谷議員） 2番、堀議員。

堀議員 まず、1点目の全国学力・学習状況調査ですね。悉皆調査を私、質問の中で一斉調査と言ったのですけれども、行政用語で「悉皆調査」ということらしいので、悉皆調査というふうに言い直しますけれども、悉皆調査を道教委のほうでもやる予定で、厚

岸町でもやるということなので、国はそのまま3割だという、国の場合は3割というのは当然膨大なサンプルがあるわけですから、その中で国としての教育方針をどうするかというのは、国が行う3割で十分だというのは、今の民主党政権の考え方というものは、私はわかるころではあるのですけれども、地域においてはやはり3割でというのは、当然、そうはならないわけでありまして。大きな学校、本当に小規模な学校とかもあるわけですから、やはりそういった中でもし本当に3割だけで実施されてしまえば、地域の学力というものが本当にどうなっているのかというのを、なかなか推しはかることはできないのかなということでありまして。

そういった中で学力調査、悉皆調査をしていただけるということなので、私は大変喜ばしく思っておりますし、また、過去3カ年そして今年と、新年度と限らず来年度以降も継続して、悉皆調査が行われていけるよう強く要望したいところであります。これについてはやるということによろしいですね。

あと、調査においてどういうことがわかったといった中で、やはり学力が低いというような結果というものが出ていますと、全国的にも道内は低いほうですし、道内の中でも町村は低いというようなことで答えられておりますけれども、やはりそこをもう少し行政としても危機感、そして親・学校関係者も危機感を持っているといった意味では、学力調査の結果の公表というものを考えていくべきじゃないのかなと、私は思うのですよ。

一部の教員の中には、調査の結果の公表については大変問題があるということで、反対している方もいるとは聞いていますけれども、でも現状の危機感そういうものを親・学校関係者にも抱かせる行政のほうにも、またさせるといった意味では、やはり少なくとも道内における釧路管内の、これは道教委の考え方ですけれども、道内における釧路管内の位置、そしてまた釧路管内でも厚岸町の位置、そのくらいまではわかるくらいのものを公開していくべきじゃないのかなと、私は思うのですけれども、こちら辺について考え方をまずお聞きしたいと思います。

議長（南谷議員） 指導室長。

指導室長（辻川室長） ただいまのご質問でございますが、まず1点目の悉皆調査の関係でございますが、これについては今の北海道教育委員会のほうでも予算づけを行いまして、22年度につきましては厚岸町は全校参加ということで動いているところでございます。

それから、もう一つ、町独自で毎年2月に学力検査を実施しております。これについては、4年前から実施してまいりまして、各学校ごとの調査結果と、それから児童・生徒一人一人の公表もありまして、それぞれ個人に対しても結果について配付しているし、それぞれの学力についてどうかということの点検を行ってきているところでございますので、この点につきましてはご理解いただきたいと思っております。

それから、公表の部分ですが、全国学力・学習状況調査の公表につきましては、数値等の公表については極力控えるということで、学力状況調査が始まった時点から、そういう文科省の考え方がありまして、本町はその考え方にのっとって数値等の公表を控え

ております。ただ、全国、あるいは全道、管内の厚岸町の位置的な状況ということのあらわし方なのですが、これも非常に数値以外で位置の状況をあらわすという部分、非常に難しい部分がございますけれども、質問者おっしゃる危機感という部分においては、非常にそこを切り口として学力向上に向けての取り組みをしていくことは、非常に大事なことだなと考えております。その示し方については今後ちょっと検討しながら、どういった示し方がいいのかということ、それから単に危機感を高めるということではなくて、効果的に学力を向上するための取り組みをどうあるべきかということも合わせて、検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（南谷議員） 2番、堀議員。

堀議員 わかりました。

次に、イとしての現在の子供の学力の状況といったものをさっき質問した中にも絡むのですけれども、現在、家庭における学習時間が少ない、この中ではテレビゲームや遊びなどで、学習時間が少ないというふうに出しているのですけれども、家庭における学習時間が少ないのは自明ですね、そういった中でやはりこの次の子供の学力向上についてということで絡むのですけれども、やはりいかに家庭での学習時間を増やすことができるのかということにかかってくるというふうに思うのですよね。

(2)のアとして、発展的な学習や補足的な学習を積極的に取り入れというふうになるのですけれども、今までもやっていたしというようなことで回答はいただいているのですけれども、やはりそれでもまだ足りないというのが現状だし、やはりそれで十分ではないというのが、各種の調査や何かの結果だと思えるのですよね。やはりそういうものを受けた中では、もっともっとやはりやるべきだと。ただ、私も心配するのですけれども、それは現状の教員が対応するとなれば、これは大変な労力だと思います。

学校の先生方というのは、本当に大変な仕事だなというふうには私も思うのですけれども、通常の授業のほかにもよりよい授業の研究や生徒の個別指導、さらには少年団活動やPTAとの対応などもやっていかなければならない。みんな勤務時間が終わった後も夜まで遅く、学校も夜まで、早くに電気が消えているなんていうことはないくらい、毎日のように遅くまで電気がついている。そういうものを見た中では、本当に大変に頑張っておられるなということでは思いますので、そういうものをさらにやろうとしたときには、今、いる教員ではやはり無理が生じてくると思うのですよね。

確かどこかの自治体でも補充教育ということで、例えば公募、教員臨時講師として募集をして、これはたしか、どこかの商工会が取り組んだとかというような事例があったのですけれども、そういうような募集をして、その講師が授業を行う、塾的なものですね。そういうようなものをやったり、例えばほかの自治体では土曜日学校の開講などというものもやっている自治体というものもあるわけです。

厚岸町においても現在の教員だけじゃなく、臨時講師、特別講師などを雇い入れた中で放課後授業の拡充、あと土曜日学校の開講などというのをやっていかなければ、やはりどうしても学習時間を増やすというふうにはなかなかいかないんじゃないのか。親と

しては勉強すれ勉強すれというふうに、確かに言葉では言うのですけれども、昔のように棒を持って尻をたたいて勉強させるというふうにも今の時代にはいきませんし、そういう時代でもないとも思います。

そういった中で、受け皿的に勉強する場所を行政側が、教育委員会側がつくってあげるといふことが必要になってくるんじゃないのかなと、この学力調査の結果などを見ても、本当に私はそういうふうに思うのですよね。そこら辺について、どういうふうに考えているのか、補充授業としての特別講師、臨時講師など雇っての実施と、あと土曜日学校の開講等について、どのように考えているのかということについてお聞きしたいと思います。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） ただいま補充的学習等の問題についてのご質問というふうに思います。

今、一つ、私ども考えているのは、特に算数・数学などの場合に、ある一定のあたりからわからなくなると。わからなくなるのを放置するというか、そのまま進んでしまうときに、そのあとのことがちんぷんかんぷんという生徒が出てきているのではないのかなというふうな授業などを見ていると感ずるのです。ですから、学習の最低限度の力を高めていくためには、まず、わからない生徒、置いてくる生徒をなくしていくという努力が必要なのだろうというふうに思っています。

これはやはり小学校の掛け算・割り算、そういうふうなものが出てきたときに、チームティーチングなりの中で個々の能力、一人一人が理解しているかどうかというあたりを高めていくことが必要なのだろうと。確かに、放課後学習ですとか、土曜日学習とかというふうな形で行っているところも、自治体としてはありますけれども、それについてもやはり自主的な参加というのが前提だというふうに考えるわけでありまして、それはわかって、おもしろみがわからないと、そういうものにもなかなか参加しないというふうな実態もあるでしょうし、今の中では私どもはできるだけ、例えば授業が終わって単元が終わった中でもきめ細かにそういうふうに、ついてこれない生徒というあたりをなくしていく努力が必要なのではないかなというふうに考えているところです。

土曜学習という部分ですけれども、なかなか例えば都会ですと退職された方々とか、学生さんですとかという中で人材というのがあるわけですがけれども、厚岸町の場合に、例えばボランティア等で、そういう方々をお願いするというような状況にはなかなかないのではないかと。現状の中では先生方の中で努力していただいて、途中で先ほど言ったように、ついていけなくなるような授業がないような形で持ち上げていくということが、一つ必要なのではないかなというふうに考えております。

今、大体全国的な傾向なのですけれども、昔は真ん中に山があったのが、今の学力というのはフタコブラクダに近いような状況が生まれてきているというふうに言われているのです。それは学習環境の整った生徒はそこで一つ山をつくり、もう一つは、例えば学習する環境が少ないという中で、後ろのほうにもう一つ山ができてしまうというふうな状況、これをなくしていく、真ん中に一つの大きな山をつくるためには、まず一番に

は底上げの努力が必要なのだろうというふうに私も思っているところです。

議長（南谷議員） 2番、堀議員。

堀議員 どうしても講師の数というのも少ないという中では、私もわかります。ただ、残念ながら町内の学習塾の数というのも少ないですし、また、そういう塾に通わせるといふ両親の費用負担、これも大変大きなものでしょうし、釧路の学習塾に通っている子供とかも、例えば高学年になってくると出てくるわけですし、そういった中へなかなか底上げをしようとしても、現状のままではなかなか学習時間をふやすこともできない。ではやろうとしても講師ができない、これもジレンマになると思うということであるのですけれども、そこを講師ができる、小学生であれば教員の免許というのは、比較的結構持って他の職についている方とかというのも、私は結構いるなというふうには感じてはいるのですよね。そういった人方にも協力してもらおうとか、そういった中での人材発掘というものも考えていってほしいなと。教える側の人材発掘もぜひ行っていただいた中で、発展的、補充的な学習というものをより一層深めて、学習時間の増というものを図っていただきたいというふうに私は思います。

続きまして、2点目の体育振興についてでありますけれども、総合型地域スポーツクラブの設立についてということで、国が平成12年にスポーツ振興法の規定に基づいてスポーツ振興計画を定めまして、ただ、この答弁の中では、昨年ようやく管内の社会体育関係者とスポーツ関係者を対象とした総合型地域スポーツクラブの推進に向けた研修会を開催している。計画年限も7年も8年も過ぎたときに、ようやくというような感じで、何かやらなければ何かばつが悪いというような感じで、仕方がなくやったというような感じの時にやられているのですけれども、実際のところ総合型地域スポーツクラブの設立推進のためにはということで、14年度や16年度に推進事業というものを国のほうでやられていますよね。どうしてそういったときに体育振興として、そういうものに乗った中で、総合型地域スポーツクラブをつくらうというような動きがなかったのかというのが、本当に思うのですよね。

私などの健常者が総合型地域スポーツクラブといっても、私とかが例えばスポーツをしたいと言えば、したいスポーツに何でも取り組めますし、仲間がいなければ仲間を集めるとかということも。私も地元にいる人間ですから、友達も友人とかもたくさんいる中ではできるのですけれども、そうじゃない方というのもいるわけです。当然、障害を持っている方、また幼児から高齢の方々まで、どうしても幅広い中では何かスポーツ、体を動かしたいけれども、それは過酷なスポーツじゃなく、単純なウォーキングや何かも含めて体を動かしたいのだけれども、一緒にやる人がわからないとか、そういうような人方というのは結構いると思うのですよ。

これは次の、大人の成人の週1回以上のスポーツ実施率というふうに絡んではくるのですけれども、本当に厚岸町として健康増進して、明るく地域コミュニティとかも高めた中でのスポーツ的な地域をつくらうというふうに思うのであれば、もっともっと前からこういうクラブの設立については、取り組んでくるべきじゃなかったのかなというふうに思うのですよね。答弁の中に、設立までにはかなりの年月を要するというふうに

されております。確かに1年でできるものじゃないのですよね、これは総合型クラブ創設ガイドって、これは私も海事記念館にあったやつをもらってきたのですけれども、そういう中でもやはり各クラブ、各地域、北海道でも既につくられている地域というものがあるのですけれども、設立までには少なくとも2年とか3年とか、かかっているところでは3年くらいもかかっているようなところというものがあるわけで、そういうような状態というのがわかっていながら、昨年ようやくそういう研修会というものも行ったという。どうもクラブの創設にかかわっては、余り厚岸町として乗り気じゃないというか、はなから無理だというふうに決めてかかっているんじゃないのかなというふうに私は思うのですよ。それについてはどんなふうに考えているんでしょうか。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 補充的学習の件について補足してご説明いたしますけれども、町内では、一部学校で授業中に補充的な学習を行ったりというふうな活動もありますし、それ以外にも放課後を利用してというふうな補充的な学習も行っているところであります。議員ご指摘のように、人材の発掘というような部分もご指摘ありましたので、その点についても検討していきたいというふうに考えます。

次に、スポーツのほうの問題でございますけれども、実は平成14、15、16に確かに国の委嘱事業として、スポーツクラブに対する委嘱事業、たしか1町村300万円だったと思うんですが、2年間支給されて設立しろというふうな話がございました。実際に2年事業的に、全国の教育長会議の中でも非常に議論がありました。というのは、これ何が問題かといいますと、結局、自分たちがスポーツをするために例えば体育館の費用がかかる、野球場の費用がかかるというふうな、自分たちがスポーツをするためにお金がかかるわけです。そのためにお金を出している、これは全国どこの人たちも一緒です。ところが、この総合型地域スポーツクラブの特徴は、それを新たに入ってくる人とかそういう人たちのために、もう一つ費用が必要になってくるのです。そして事務局としてのスポーツクラブを設立して、新たに来る人たちに講習会を開催したり、あるいはいろいろなスポーツ団体を紹介したりというふうなために、スポーツクラブをつくれということなのですが、現実問題として例えば1万1,000人の町の中で、何かのスポーツがやりたいといったときに、あえて民間のスポーツクラブが本当に必要なのだろうか。したら、体育協会がある、スポーツ振興課があるという中で言うと、そこに照会をかければ、例えば卓球がやりたい、どこどこの体育館で週何回やっていますよと。そういうところに連絡をしておきますので、顔を見せてくださいというふうな照会は十分できるというふうに思いますし、あえて民間団体がそこでスポーツクラブを立ち上げて、各種団体から費用を取ってスポーツクラブをつくっていくということが、ひとつ1万人規模の町では非常に難しかったのだらうと思うんです。

それで、確かに14、15、16あたりで委嘱事業を受けた市町村からは、最初にお金をもらったと、その時に例えば人を雇って、いろいろな組みました。でも2カ年たつと、あとは自分たちでやりなさいということになる訳です。そうしたときに、そうしたらその規模の町のスポーツ団体から、そのレベルの金銭を集めるということは、ほとんど不可

能だったと思うんです。その中で、なぜそこまでして大きな組織をつくらなければならないのだという問題が出てきて、全国的にも、大きな町で大きな市町村、都市の場合はある意味では僕もわかるというふうな部分あります。ただ、小さい町の場合について、これを一律に同じふうに設立していけというあたりが、ちょっと無理があるんじゃないかなというのが1点です。

もう一つは、これはヨーロッパを中心にいろいろな経験をされているのですが、一番大きな違いは、小中学校のスポーツがいい悪いは別にして、今でも学校を中心に行われている。その中で地域の中のスポーツとしての定着が、ヨーロッパみたいなものとは違う形態を持っているということだと思えます。ですから、あくまでも、今でも町内でそれぞれ野球チーム、サッカーチーム、バスケットチーム、活躍しておりますけれども、やはりそこには大きく学校の先生の力というものに依存していると。これが本当の意味でスポーツクラブを必要ということになると、これは地域で子供たちのスポーツを面倒見ていくという土壌ができて、初めて成り立つことなのだろうと。

そういう意味でいうと、それこそ組織をつくって何をするという問題よりも、子供たちのスポーツを地域が本当に面倒見ていけるんだらうかと、いくような態勢がどこまで今の日本の小さいところで可能なのかというあたりも考えなければならないですし、そういう意味でも、もちろん研究はさせていただいていますが、現状の中では非常に、その点からも難しいんじゃないかなというのが私の考えであります。

議長（南谷議員） 2番、堀議員。

堀議員 そうしたら、教育長、小中学校のスポーツ、それは子供の数が多きときはそれで確かに成り立っていたのですけれども、今はもう一つの学校で一つのクラブが成り立たない状況というのもある。サッカーなどでは、厚岸小学校、そして真龍小学校、また浜中のほうの学校も同じサッカー少年団の中に入って、総勢何十人という、30人くらいに今はなっているのだと思うのですけれども、そういった中でやると。それだけ地域が逆に小さくなっているからこそ、それは今までは子供同士でしたけれども、子供と大人が同じサッカーをやってもいいでしょうし、体力差もあるのですけれども、けがをしないよということでは弁解はつくのですけれども、でもやはりそういったものの中でサッカーのクラブをつくりたいけれども、仲よしの子供たちがいないからできないんだで終わるんじゃないかと、そこではサッカーをちょっと子供と一緒にいただければ、球をけるようなこともいいなあとかというような軽い、大人にしてみたら軽いスポーツとしても、逆に言っちゃうと取り組みやすくなるとか、そういうようなものもあると思うんですよ。そういう意味合いも含めて、こういうスポーツクラブの立ち上げというものにも、一つの意味はあるのかなというふうに思います。

確かに、この創設ガイドにも、利用者負担というものが結構大きいよなというようなものは、私もその感想として思いました。これを本当に利用者負担をどうしていくのかといったものを、どう利用費を工面するのかという、例えばこの中にはNPO法人を立ち上げて、体育施設を指定管理者制度で受けて、その指定管理の費用の中でクラブの運営を行っていく、専門的に指定管理をするような人が、クラブの事務的なものも賄って

いくというような中でも、そういう事例とかもあるんですから、やはりそういうような考えというものも、持っていただきたいなというふうに私は思うのですよね。

ただ、現状の中では難しいという教育委員会の考えであれば、そうすると、今の教育委員会の体育振興課が総合型地域スポーツクラブ、この理念に沿った活動を今後一層やっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 議員ご指摘のように、確かに学校が小さくなってサッカー、あるいは野球を単独の学校で、形成できないというような状況も出てきております。これについては、合同のチームつくるなりというふうなこともされておりますし、先ほどおっしゃったように、例えばサッカーのそういうふうな大人から子供まで入ったクラブをつくりたいというふうなものについては、これは総合型スポーツクラブを一気に立ち上げる以前にでも、十分取り組み可能なことではないのかなと思いますし、何かそういうふうなものが、機運があるようであれば、教育委員会としても積極的に協力していきたいというふうに考えますので、お話をいただければというふうにも、その点については思います。

また、先ほども申し上げましたけれども、体育振興課の中には体育協会の事務局のお手伝いもしておりますし、従前からいろいろなスポーツに対するお問い合わせ等の窓口にはなっておりますし、新たなスポーツを新しいスポーツが出たときには、それを紹介するというような活動もやっておりますので、それについては今後も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（南谷議員） 2番、堀議員。

堀議員 最後に、スポーツ指導者の養成・確保・活用についてということで入らせていただきます。

スポーツ指導者ですね、人口の減少や今まで指導してきた人が高齢になる、そういうような状況もあって、指導してくれた、本当に私方も子供のころに大変お世話になった人方というの、どんどんいなくなってしまうといった状況だと思うんですよね。答弁の中では、認定講座、認定員養成講習会ですか、参加を促すということですのでけれども、こういう講習会で、これは釧路管内ですけれども、もっともっと質の高い指導者、スポーツ指導者というものを育てていく必要もあると思うんですよね。釧路管内だけでなくもっと道内とか例えば道外とか、場合によってはというか、本当にごくまれかもしれませんが、必要に応じて海外というのもあり得るものなのかなというふうに私は思います。

それだけ指導者の養成というものは一概に、すぐに例えばオリンピックで活躍、ついこの間オリンピックは終わったのですけれども、オリンピックで活躍した人を指導者として招聘するとかという、なかなかそういうような、今、時代でもない。ほかの町村では、もとオリンピック選手を教育委員会などに採用した中で、例えばスケートなりスポー

ツ振興に積極的に図ろうとかというので、そういうような動きがある町とかというのもあるのですけれども、残念ながら厚岸町においては過去においても、結構、名を馳せた人方がいるのですけれども、なかなかそういう人方も自分の仕事がといった中では、うまく指導者として十分な時間を与えられない。そしてまた、どんどん変化する指導形態とかについていけなくなるとか、そういった中でどんどん指導者が少なくなっていくというのが心配するところでもあります。

少なくとも現状ある、例えばスポーツ少年団とか、やはりそういったものの指導者というものに養成、さらに拡充というものは考えてもらいたいですし、やはり先ほど来いろいろなスポーツ、町民がどんなスポーツをやりたいのかというのが、はっきり言ってなかなか千差万別だと思いますけれども、そういった中で何かこういう新しい、今まで厚岸町でやっていないのをやりたいのだとかと言ったときに、そういうような指導者やこういうような人がいますよとか言えるくらいの、例えば指導できるためのデータベースとか、指導者のデータベースとか、そういったもので現在19名ですから、データベースにもならないようなものかもしれませんけれども、そういうような整備そのための養成とか研修とかという、やはり必要になってくると思うんですね。

釧路管内だけじゃなく、もっともっと民間の指導者も活用した中で、もっともっと指導力を高めるために、研修機会なども確保していけるようにしていただきたいと思うんですけれども。答弁の中でも、今後も引き続きということであるのですけれども、さらにさらにより質の高い、また、広範な指導者の養成というものも、どのように考えているのかについてお聞きしたいと思います。

議長（南谷議員） 体育振興課長。

体育振興課長（高根課長） 私から、スポーツのうち指導者の養成の関係について申し上げたいと思います。

先ほど、教育長の答弁で申し上げましたように、現在、厚岸町には指導者講習会を受講しました指導者につきまして19の方がおります。この数字につきましては、管内的に見ますと、釧路市では209名が最も多く、次に標茶や白糠町で24名か25名の方がおります。厚岸町につきましては、19名と少ないのですけれども、ほかの町では4名なり5名とかの町もあるのですけれども、今後も関係する団体等へ、スポーツ団体等への講習会の受講を促しまして、質の高い指導者の養成の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 2番、堀議員。

堀議員 ちょっと飛んでしまって、厚岸町の成人の週1回以上のスポーツ実施率について聞くのを忘れていたんですけれども、現状7%、ただウォーキングや何かも含めると、潜在的なものはもっと高いんじゃないのかと言うけれども、やはり現状が7%、この7%の算出についても、今、本当に推計、どうやってもこれは推計の域を出ないというものかもしれませんけれども、こういうもので町民に対して、あなたはスポーツを週どの

ぐらいやっているのかとか、そういうアンケートというのは、私は余り記憶にないんですよね。そういうようなものもやった上で、今後の総合的なスポーツ振興というのを図っていただきたいなというふうに思うんですけども、これについては例えば新年度の中では無理かもしれませんが、例えば23年度なりからでもやるとか、22年度中は研究して23年度からでもやるとかという、そういうようなものというのはできるのでしょうか。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） このスポーツ実施率50%という目標なのですが、私自身、これ自体がいわゆるスポーツ施設等を利用している率というのは、逆に言うと、かなり低いというふうに見てというか、日ごろ例えば会社帰りによく東京あたりですと、そこにちょっと脱ぐ場所があって、ジョギングをしている人とかというのは非常に多くなってきている。そういうものから見ると、スポーツ施設を利用しないスポーツをする人というあたりを、実態として今まで確かにつかんだことがないものですから、子供たちの体力のことも今一生懸命力入れようと思っていますんで、ぜひこれは成人のほうにも広めて、どれぐらいの方がスポーツしているのかという実態調査については、何らかの形でできれば新年度の中で、実施できないかなという研究をしてみたいというふうに考えております。

議長（南谷議員） 以上で、2番、堀議員の一般質問を終わります。
本会議を休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後3時00分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、一般質問。

13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いまして、ご質問申し上げます。

質問事項は、「地域医療」体制の構築と充実についてであります。

まず1といたしまして、町立病院の医療圏とは、どこを指すのかお答えいただきたい。

2として、地域医療の中核としての厚岸町立病院に求められる機能は何なのか。

3として、「地域医療」体制の充実に欠かせない「医療連携」、これは病々連携とか病診連携とかいう言い方もされますが、町はどのように構築していくのかという、この3点についてお聞き申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 13番、室崎議員の一般質問にお答えをいたします。

「地域医療」体制の構築と充実についてのうち、1点目の町立病院の医療圏とはどこを指すのかとのご質問であります。医療圏につきましては、厚生労働大臣が定める「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針」に基づいて、北海道が策定の「北海道医療計画」で示された病院における病床の整備を図るに当たって、設定する地域単位としての区域されています。

この北海道医療計画における医療圏としましては、第1次医療圏から第3次医療圏までが設定されております。この中で最小単位の第1次医療圏の範囲は、住民に密着した保健指導や健康相談、かかりつけ医やかかりつけ歯科医などによる初期医療を提供する、基本的な地域単位としての市町村行政区域とされております。このことから、町立病院は、厚岸町の第1次医療圏にあると言えます。

しかし、ご質問にある町立病院の医療圏としましては、医療の役割や患者の動向、高度医療機器と手術・入院設備の充実・充足状況などを含め、これまでも担当する診療地域の範囲を厚岸郡の区域として、各施策を取り進めてきたところでありますことから、従来より町立病院の医療圏を厚岸、浜中の両町としているところであります。

次に、2点目の地域医療の中核としての厚岸町立病院に求められる機能についてであります。私は、町民の皆さんが安心してこの地に生活し、住み続け、町を支える産業に携わることのできる生活基盤の一つとして守るべき病院機能としては、町立病院がこれまで担い、築き上げ、継続してきた基本となる内科・外科及び子供の健康を守る小児科と透析治療の常設の診療科の機能であると考えております。加えて、療養病床と24時間の救急救命をカバーする手術、入院施設を持つ病院機能の維持に努めていかなければなりません。

また、高齢化する患者を支え、病院から地域に戻っても在宅での生活を支援するリハビリテーションの一貫した取り組みの継続も重要となります。

さらに、1次産業を支える方々に多いとされる肩や腰の疾患を中心に対応する整形外科、一時を争う脳血管障害や心臓疾患など早期発見、早期治療が重要とされる脳神経外科と循環器内科は、釧路市の総合病院と連携を密に、定期での外来を引き続き開設していきたいと考えております。

しかし、これらの病院の体制維持・継続には、医師の確保が不可欠であります。近年の急激な医師不足に対応し、将来においても医療資源としての病院機能と医療スタッフを確保する取り組みが欠かせません。そのため、病院としての取り組みから町全体で支え合う医療の仕組みづくりが大切とも考えております。病気になってからの医療はもちろん、検診による疾病の早期発見や各種情報の提供と広報活動による健康づくりや予防医療も大切な役割であるものと考えております。

次に、3点目の地域医療体制の充実に欠かせない医療連携を町はどのように構築していくのかとのご質問であります。これまで地域の医療を支えてきた町立病院は、医大や医療関係機関からの医師派遣を受けて、1次医療から1.5医療の診療を行ってきました。

この地で生活する町民の方々の地域や家族、食生活を知り、生活全体から医療をとらえ、病気だけではない人を診る医療が基本とされる地域医療の推進が、診療方針であります。

しかし、急速に進む地方での医師不足の影響を受け、これまでと同様の医療体制を展開することが極めて厳しい現状を迎えているとともに、地方では高齢化の進展で在宅医療や介護の必要度が高まる一方、急性期医療では患者が減少し、医師の一層の地方離れの要因となっているとも言われています。

こうした中、医師の確保と地域医療の推進のため、基本理念に立ち長期展望として取り組むべき課題は、子供から高齢者までの一貫した医療の体制を守る枠組みづくりであります。町民の一人一人を中心に、その回りを病院や保健師など行政と診療所や看護事業所などの民間が、さらにはボランティアなどが大きな輪となって、医療や保健・福祉などの情報を共有するなどして、連続したつながりを持つことで、地域住民を支える地域医療を守る体制がつけられると考えています。

しかし、このような体制の充実のためには、現実としては今できることを一つ一つ積み上げていくことから始めなければなりません。まずは、最優先される町立病院に求められる機能の継続のための医師確保に努めてまいります。その上で、医療機関相互の診療や投薬の情報提供の推進を図り、重複する診療を抑え、患者の負担を少なくすることが大切です。医療機関が別々に所有する医療データを個人でも管理しながら、関係機関相互に役立てられる仕組みづくりをすることで、救急救命の大きな支えとなります。症状が比較的安定している時期は、かかりつけの医療機関を利用し、そこから専門的な内視鏡、CTなど高度な検査や手術・入院が必要となった場合には、町立病院やさらに総合病院への受診につなげるなど、限られた医療資源として、それぞれの医療機関が持つ役割や機能に応じた使い分けを効率的に行い、関係機関のつながりを強めることが医療連携であると考えているところであります。

このため、地域を超えて課題を共有し、新たな協議の基礎となる場の提案を行っていくべき、関係する担当者間での打ち合わせに入らせていますが、それぞれの医療機関における特性と、今後における機能や規模のあり方の見直しの方向なども十分に考慮する必要から、慎重に取り進めていきたいと考えているところであります。

いずれにしましても、限りある医療資源を将来に継続し、町民皆さんの福祉の向上に永続的に寄与できるよう、地域医療体制の構築と充実に向け、連携の枠組みづくりの推進を図ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

室崎議員 大変意を尽くした問題点をよく的確につかんでいただいた答弁をいただきました。これ以上聞くことは、もうないのかなというぐらいの感じがいたしまして、よくわかっていらっしゃるんだなということを思いました。二、三聞かせていただきます。

なお、私の基本的な立場申し上げ、考え申し上げ、また一、二提言もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

まず地域医療というものなんですけれども、いろいろな方がそれこそマスコミから専門家まで、地域医療という言葉使うんですが、よく聞いていると地域の医療の話だったり、地域で医療を行っていますという、地域で医療の話だったりする方が大変多い。むしろそっちのほうが多いと言ってもいいかもしれない。地域医療というのは、地域の医療とか地域で医療ということとは、全く次元の違う問題だというふうに私は常々申し上げております。すなわち保健、これは予防を含みますね、予防と健康づくり、保健・福祉・医療が有機的に結合して、一体となって住民の健康・生活・生命を支える体制そのものを言うのだ。

この地に生き、この地で死ぬ、そのすべてを一番その基底から支える体制そのものだ。これは、この地に生き云々は、たしか夕張の村上という先生がマスコミの取材に対しておっしゃっていました。あるいは障老病床を支えるというような言葉でおっしゃる方もいらっしゃる、そういう体制そのものを地域医療というのだということで、私もそのような観点からこの後質問を続けますのでお願いいたします。

それで今、答弁いただいたものと、それからここに町立厚岸病院の改革プランというのも厚生文教常任委員会で示していただきまして、ここでもそういうようなことがいろいろと書かれておりまして、大変にきちんととらえていらっしゃるなという感じはいたします。

また、今回の町長の町政執行方針の中でも、そういう観点からおっしゃっていましたので、その点は大変心強い。その上でお聞きするんですが、改革プランなんかは当然でしょうし、それから今回の答弁を聞いていても、町立病院の機能という言い方をしているものですから、どうしても町立病院独自の機能に限定された答弁になっていると思うんですが、地域医療の体制の構築と充実ということを前提にして私聞いているので、ちょっと補足していただければありがたいのですが、これは一町立病院だけが考えることじゃなくて、町全体で考える問題なんです。医療と保健との連携その体制、それから医療と福祉の連携その体制、これらについては私は今回、問題提起のつもりであります。ここでもって、すぐ答えが出て、こういうふうに行っているよというには、余りにも大きな問題ですので、一つの問題提起として、あるいは検討事項として、こんなことを考えながら今進めているんだというようなものがありましたら、あるいはこれからこうしていかなければならないと思っているというものがありましたら、お答えをいただきたいわけです。

それで、これは町立病院のほうにもお願いなんです。というのは、前に厚生文教常任委員会で、現院長をお招きして委員会でお話をしたことがあります。これは院長がおいでになって間もなくの時でしたので、相当遠慮なさっていたんじゃないかと思うんですよ。まだ回りの動きが明確に院長の言う体制になっていない段階で、余り言えないということがあったと思うんですが、町立病院がリーダーシップをとって、こういう地域医療体制というものをつくっていくというような雰囲気ではなかったんですね。どちらかというと、受け身でした。そういう意味では、私どもとしては多少何というかな、満足できないなという感じはありましたので、また、改めてそういう機会を持ちたいなとは思っておりますが、やはり地域医療体制というものは、厚岸町内において町立病院というものの中核として位置というのは、これは揺るぎませんので、その点からもこの点に

ついでお話をいただければと、そのように存じます。

なお、今、厚岸でと私は言いましたが、医療圏は、この町立病院は好むと好まざるとにかかわらず、これだけの機能というかな、組織と体制を持っている病院は厚岸郡には一つしかないわけですから、いわゆる準拠点病院といいますか、そういう形で厚岸郡全体を見ていかなければならない使命というものは、担わされているとでも言えますか、そういうものだと思いますので、その観点からお願いしたい。まず、その点についてお願いいたします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） まず私からお答えをさせていただきます。

私は、今、質問を受けまして、考え方は同じなんです。やはり町立病院というのは、まず、少子高齢化社会に対応した保健・医療・福祉サービスが結びついたまちづくりというものを私は最重点戦略として行ってきたつもりであります。そういうことで、平成15年に、私は、町立病院はどうあるべきかという基本理念、さらにはまた、運営方針というものを定めていただきました。室崎議員も既にお読みのことと思います。あえてここで改めてお読みすることもないと思いますが、それをもとにして町立病院の再生、そしてまた信頼される町立病院づくりというものに全力を尽くしてきたところであり、これからもその基本理念、運営方針に基づいて信頼される町立病院にしなければならない、そのように考えているところでございます。

議長（南谷議員） 病院事務長。

病院事務長（土肥事務長） 町立病院の果たす機能・役割という視点でのご質問と受け取らせていただきます。

現実に1回目の答弁では、今ある機能を診療の視点でとらえて申し上げさせていただきましたが、それを支えるものとしましては、やはり地域で病院を支える保健・福祉・医療全体の体制ではないかと考えております。まずもって町立病院は、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、内科・外科・小児科といった診療体制の中で、かかりつけ医としての地域医療を支える、そういった病院の使命であります医療体制を支える立場というのをずっと堅持してきております。

そのほかに、やはり福祉、それから保健、これらの行政とのつながりをこれまでも強める働きかけを行ってきておりますが、その中では行政と一体となった職員研修を模索する。医師と看護師・保健師含め勉強会を開く、あるいはその中での医療としての役割と保健・福祉行政との役割の分担というものを勉強し合う、そういった取り組みもこれまでもしてきた中で、地域全体で支える保健・福祉・医療の枠組みの中で、検討・対応というものを進めてきたというのがございます。

それと、根本となりますのは、何より信頼を得られる町立病院でなければならない。患者に対する責任ですとか、信頼される医療、これが地域医療を支える基本ではないかと、このように考えております。医師が診療に対する説明を十分に行う、それから看護

師、職員が研修やいろいろな勉強会を通じて得られた知識を、患者に対してきちんと説明し、苦情やご意見などもきちんと反映しながら、患者に対する全体的な医療を支える必要があると、そのための勉強会なり、患者に対する説明をきちんとしていくと、そういったものが必要であろうと思います。

院長のお話をされておりました。当時、院長が就任されて、議会のほうへもお話をする機会があったわけですが、当時、そういった信頼される説明責任、あるいは病院としての役割、それから地域医療を行っていく上での大変大事な部分が欠けていたという時期がありまして、それに対する佐々木院長が先頭となった病院づくりについての考え方を述べていたと、私は記憶しておりますが、今、実際にそれをきちんと継続してできる体制にあるかといいますと、なかなか答弁の中でもお話をさせていただいておりますが、医師の確保が大変苦しい中では、なかなか地域医療の体制の充実という意味では、継続がだんだん困難になってきているという状況にあるかなというふうに感じてはございます。

医療連携という中では、そういった地域での（「医療連携後から聞くから、端的に答えてください」と発言あり）院長の考え方というものは、地域に根差したかかりつけ医の立場での医療・保健・福祉全体を支える医療であると、そのように認識してございます。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 町立病院のほうから、保健・福祉とのかかわりの部分で事務長のほうから答弁がありましたが、行政の側の保健部門としましてのこれまでのかかわり、それからこうしたいということも含めてどうなんだというお話ございました。

私ども乳児から高齢者までの健康づくり、あるいは介護保険サービスを利用するに当たってのいろいろな課題については、部門部門の中で町立病院のみならず、町内の歯科医院の先生方も含めた体制の中でかかわって助言をいただいたり、事業に参加をしていただいたりという点と点の結びつきは、その場面場面でやっていただいているというふうに私ども考えておまして、今、不足している部分は、これは今始まった課題ではないというふうに思いますが、線でどう結びついていくのかというところが大きな課題なのかなという、これは昔からある課題だというふうに思っておりますが、そんな思いでおります。

保健部門から言いますと、医師の確保が非常に厳しい中で、町立病院の来年度以降の体制については、今までどおりにいかないということも含めて、関係部局との協議をさらに詰めていって、町民の方々にかかる迷惑を少しでも少なくしていく体制の中で、長期的な体制でどうするかというものが残っているのだというふうに思っております。

議長（南谷議員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 私のほうからは、医療と福祉という面での特に福祉課障害福祉担当しているわけございまして、そういった医療と障害福祉というところをひとつ今考えている点でございますけれども、口腔ケアといいますか、歯と口の関係なんですけ

れども、やはり重度身体障害者ということになると、なかなか歯科医に通院できないとか、そういうような状況がありまして、町内の医療機関の協力をいただいて訪問相談、あるいは訪問診療、こういう中で連携をとらせていただいておりますけれども、こちら辺の充実はまだ必要だなということが1点と、さらに近年、町内でいろいろとサービス事業ができてまいりました。障害のある方でも通所して働ける場所、それから生活訓練を受ける場所というのが出てまいりました。こういったところにも、やはり重度であっても障害者の方、帰りたいという方がいらっしゃいますので、ただし、そういった方が医療的ケアが必要となると、やはり医療との連携は欠かせないものだろうと、こういった連携は図っていかねばならないなと思っております。

これには障害程度区分の審査会というのが実はあるわけなのですが、ここに町立病院の医師にも入っていただいて、厚岸町の障害者の状況を把握していただいております。ぜひとも今後も町立病院の医師に、障害者程度区分審査会に加わっていただいて、厚岸町の福祉の状況を見ていただければなというふうに考えているところでございます。

議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

室崎議員 いわゆる厚岸町全体における地域医療体制の確立というのは、まだまだいろいろな問題があると思っておりますが、今、それに深入りしてしまいますとちょっと時間がなくなるので、これについてはこの程度にとどめて、また、機会を見てそっちのほうはそっちでもってやりたいと思ひまして、ちょっと時間が残ればまたやりますが、先に進みます。

医療連携でございます。町立病院の機能というお話の中でも釧路の大きな病院から、脳神経外科、循環器内科というようなお医者さんが、あるいは整形外科もそうですね、定期的においでくださって診療していただいております。これもいわゆる医療連携ですよ、大事な医療連携です。これは大変町民に好評です。私もこれは非常に高く評価しております。医療連携の理想ということをおいいますと、厚労省が既に出しておりますが、地域バス、地域クリニカルパスというような体制がありますね。患者の治療、看護・介護・リハビリなど多くの関係者が協議して、患者の情報を切れ目なく受け渡して、地域一丸となってかかわっていく体制、これを今すぐ、ここでもってやれなんていうことは私は言いません。それ以前の以前の問題がたくさん山積みになっていますから。

それで、現在、この医療圏の中で今度はちょうど町立病院が、例えば釧路の高次医療の病院との間で連携をするのと同じような図式で、今度は医療圏の中の診療所との医療連携・病診連携ですか、これを図っていかねばならないわけですよ。何遍も同じようなことを言いますが、地域医療というのは全体の体制ですから、1人医師だけに預けてやってくださいといってもできるものではありませんし、もちろん医師抜きではできませんけれども。また、一病院なり診療所なり医院が1人だけで、あるいは1カ所だけが頑張ってもできるものではないわけですよ。だから医療連携というのは非常に大事なんですね、だからこれが非常にこの地域、薄弱でございますね。

それで、去年の3月の議会でもたしか10番議員さんが、この点について質問なさっておりますが、隣町、浜中町との間で非常に問題にせざるを得ない、町立病院というか、厚

岸町にとっても大変不幸な状況が今、出ております。1年間、結局、解決できないで今日まで来ています。そのことは、最後のほうでちょっとおっしゃっていた。

それから、こういういろいろなことを考えて町長もおっしゃってくださったように、おまえと同じことを考えているのだと、非常に力強いことを言ってくださいましたが、やろうとしていることが、医師そのものがいなくなることで体制がつくっていけない、そういう状況もありますね。そういう中で、例えば3人いたのが2人になったから、2人で3人分、頑張ってくださいというようなものではないわけですよ。それをやったら、一時的にはいわゆる先生は頑張ってくださいでしょうけれども、必ず倒れますよね。そうすると、全体が崩壊してしまう、そういう状況に全国各地の厚岸のような地域は、今、追い込まれているんですよ。これは医師不足の問題については、ひとり厚岸町がどうこうしようとすれば、ぱっと解決するというような問題でないのは、私も百も承知です。その上で申し上げるんですが、結局、少しでも何といたしますか、お医者さんの負担をかけないで、なおかつこちらがこうなってほしいというものの効果を上げられるようなシステムを考えていくことが大事でないかと、そのように今、思いました。

また、医師不足、あるいは町立病院の諸問題いろいろ、厚生文教常任委員会でも報告を受けたんですが、そのときに議長から、厚文で何か解決策を提言できないかという非常に重たいご指示もいただいておりますので、私としても精いっぱいいろいろなことを考えてみました。その上で、本当に稚拙なことなんで、素人が何言いかとせせら笑わないでお聞きいただきたいんですが、一つのことを考えたんです。一つにヒントになったのは、今、あちこちでもって行われています命のバトンとか、救急医療情報カードとか、緊急連絡カードとかというものを行っていますが、それを一つの私なりのヒントにいたしました。それでこの場合には、ご本人が書き込んでおいておくというのが基本ですよ。私は、それでは医療連携としての医療情報の問題には、ちょっと無理かなというふうに思いました。

それで何でこんなことを考えたのかということ、ごめんなさいね、回りくどくて。去年からの新聞記事を見ていますと、町立病院としては、ほかの診療所の患者さんが飛び込んでくるというときに、できる限りその方の医療情報がほしいわけです。これは3月の議会で、副町長もおっしゃっているんだけど、医療連携というものをきちっとやっていきたい。しかし、何の情報もなしに飛び込んできた患者さんについては、検査等で非常に時間を要すると。それで、診療所に前にかかっていたというのであれば、そこでどういう治療を行っていたかというような、いわゆる医療情報がほしいんだけど、その連携がうまくいかないということで、そうでなくても医師が来て、必要なだけの人数いない町立病院としては、医師に係る負担が非常に大きくなるというようなことがあって、ある程度の制限はやむを得ないんで、この事情をわかってもらいたい。こういう話がありまして、私は、それは本当にそのとおりだと思って聞きました。これが、こういうような形で出ているんです。町立病院側としては、そういうことから、かかりつけ医からの病状や投薬歴などの情報がスムーズに教えてほしい、そうすると、こういうものについてはできるんだがという形です。

また、診療所のほうでは、夜中や休日に診療所に駆けつけて、1回1回カルテを見なければならぬというようなことは大変に負担なんだと、それをやっているという、

自分の体が持たないというようなお話がありました。これをずっと続けていても、全然解決はしないわけですよ。それで医療情報の共有化というものを図ることによって、双方の負担をぐんと減らすことができるというふうに思ったんですが、それは100%で言えば、カルテそのものがやりとりされれば一番いいんですが、そこまでいく前に、まずできるところからやっていったらどうだろうというふうに考えました。

それで本人に書かせるとなると、注射だとか吸入だとかというような形でもって薬が入った場合には、本人はわかりません。投薬情報もね。今、飲み薬やそういうものは外へ出ますから、その情報は本人は見ることができます。それでどうでしょう。医療手帳のようなものを厚岸町と浜中町が、共同してこしらえるというのはいかがでしょう。それには保険証とか診療カードだとかを入れるポットもある、そしてあとのページには、それぞれの診療所・病院そこでかかった時に、少なくとも厚岸町立病院の診療券で、まずその中にいるお医者さん・歯医者さん、そういうような方々がみんな話し合っ、もちろん両町入って体制をつくって、そして今、この患者さんに与えた薬それについての情報をその手帳に、縮尺でも何でもいいから張っておくと。そして、きょうの代金のカードをお返しするときに、それを一緒にした手帳をお渡しすると、病院にかかるときには必ずその手帳を持っていくと。そうすると、町立病院にかかったお医者さんがほかの診療所に行ったときも、診療所のお医者さんは、町立病院ではこんな薬が入っているんだなというのがわかる。もちろん町立病院においでになったときにも、どこそこの診療所に入って、例えば1週間前にこういう注射を受けたんだなというのがわかる。そういうところからまず医療連携のいわば情報の共有化を始めてはいいかがかということを提言しておきます。

これをやれば、町立病院のお医者さんが、何とか診療所の情報どうなっていますかと、一々電話かける必要もなければ、それから何とか診療所で夜中に飛び起きて、膨大なカルテを探すというような手間も省けるんじゃないかと、要は医療情報の共有化が図ればいいわけです。そのために、お医者さんに対する負担を少しでも減らしていくというようなシステムを、これは厚岸町・浜中町一緒になって、厚岸郡全体のシステムをつくっていくということを考えてはいいかがでしょうか。これをまず提言いたします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 私から、基本的なことを答弁をいたしまして、またさらにつけ加える点については、担当課長、または事務長から話をさせますが、今、浜中町との連携の関係、特にお話があったわけでありましたが、厚岸町立病院はお話ありますとおり、厚岸郡の中核病院としての位置づけがされておるところでございます。すなわち浜中・厚岸の病院であるというとり方もできるのかと、そのように考えております。

しかし、現行の町立病院の医師体制含め考えます場合に、限度というものもやむなくあるわけなんですね。ということは、医師を確保するには定数は6名なんですが、本年度まで、年度まだありますので、5名体制ということで、さらにはまた1名が足りなくなったという中での浜中町との関係において、今、言った医療情報を欲しいと。しかしながら、医療情報がなければ診療について支障を来すので、よろしく願いを申し上げ

たいという伝達を出したわけでありませう。これは診療所のみならず、特別養護老人ホーム等一部ですね、等にもお伝えをいたしたところでございます。

しかしながら、浜中町民を診療しない、診ないというわけじゃないんです。ところが、誤解をされまして、いろいろな面で医療問題についての話題となったということは事実であります。特に、浜中町におきましては、浜中町地域医療懇談会というものを設置いたしまして、浜中の医療はどうあるべきかということで、町長にまとめて報告書として提出をしたと。私も読ませていただきました。現実をよくわかります。そういう中で、厚岸町といたしましても今後やはり中核病院としての役割を果たす、特に浜中町との病診連携をしていかなければならない、これは現実の問題です。

そういうことで、先般、浜中町長ともお話をいたしまして、両町のための医療はどうあるべきかということ、これから協議しようじゃないかということに相なっております。担当に指示をいたしまして、現段階では担当同士でその準備に入っております。そういう実態にあるということをご理解をいただきたいと思ひます。

また、ご提言いただきました。ありがとうございます。医療手帳等の、これについてはまた参考にしながら今後考えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

室崎議員 今後について、考えておこうという程度にあしらわれたのかなという気もするんですけども、私が言うのは、今、浜中町とそういうふうにし合っているというふうなニュースは、こっちにも入っておりますし、その上で申し上げているわけですよ。それで、結局、医師がどんどん少なくなってくるわけですから、そういう中で医師に負担をかけない中であって目的を達するためには、思い切ったそういういろいろなシステムをつくっていかなければならないと、そういうための提言なんですよ。

向こうのお医者さんがこっちのことを聞いてくれないからとか、そういう意識の話も幾らやっても、これはなかなか前には進みません。やはりお互いに感情的な行き違いも出たのかもしれないし、それはわかりませんよ。あるいは全くそうでないのかもしれないし、あるいはそれぞれの事情というものがあるでしょう。そういう中で、お互いの負担を少しでも軽減しながらやっていくための一つの方策としての提言だというふうにはわかっていただきたいわけですよ。

それともう一つ、厚岸町はPRが大変下手ですね、道内ではどういう形で流れているかということですよ。そうすると、町長のほうでもってはっきりと今答弁の中で言っちゃったから、私、ぼやかしてぼやかして言っておったんですけども、申し上げますと、こういう話を言われました。救急の患者に情報がないから診れないというのか、救急というのは何の情報もなく飛び込んでくるのを救急というんじゃないのか、厚岸町は救急告示病院じゃないのか、こういう言い方を言われたこともございます。道内のお医者さん。

それから、町立病院というところは、今、町長、誤解と言ったけれども、まさにそれなんですけれども、厚岸町の町民以外診ないことにしたのかというふうなことを、どう

なってんと言われた。この双方に対して、私は、実は議会でもこういう話があって、こうで、決してそんなことではないんだと。いかにスムーズに浜中町の町民も厚岸町の町民も、厚岸町立病院の今持っている能力の中で最大限診るためには、こういうものが必要なんだということを言っているんだと言っているんですが、どうも余りそれは伝わってないようです。そうすると、これは厚岸町PRが下手だなということになるかと思うんです。

それと医師不足です。厚生文教常任委員会でもこの話は随分報告受けました。みんなが思案投げ首です。ただ、その中で医師の給与というような話も出ています。もうちょっと出したほうがいいんじゃないかという議論もあります。それも私も反対ではありません。ただ、ちょっとひっかかる言葉があるんですよ。あるお医者さんに言われた。地域医療をやろうとしているお医者さんというのは、決していないわけじゃないんだ。だけれども、みんなどこに行こうか見ているんだ。その時は給与とかそんなもんで見ているんじゃないんだ。その町がどういう理念を持って、地域医療というものをどう構築しようとしているのか、具体的に何やっているのか、そこんどこ見ているんですよ。だから、厚岸町もそういう形で、そういうことを考えるお医者さんに、魅力ある町としてのものをPRしていかなければなりませんよということを言われました。私も、そのとおりだなと思います。

そういう意味で厚岸町が、町立病院というものが厚岸町という行政単位を超えて、大きなもの全体を包摂しようとしているんだということを明確にしている以上は、そこでこんなこともいわば提唱しているんですというようなものを出していくことも、これもだから、すぐ何人かつかまるというような話ではないんだけれども、やはり全国に向けて厚岸町というものの地域医療に対する理念というものの、具体的な形で示すことになっていくんじゃないか。そういうことも思いまして、お考えをいただければなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 重要な問題なもんですから、事務長もおりますが、開設者という責任もあるもんですから、私からとりあえず答弁もさせていただきますが、実は私も浜中町民の方々とも交流があります。その交流の中でも、今、誤解という私も言いましたけれども、お話ありましたけれども、そういうことを耳にするんですね。ですから、私からあえてそういうことではないんだと、先ほどお話ししたとおりなんです。実際、そういう中で町立病院の現況を考えますと、現在、通常の診察で浜中町民は約15%来ています。救急医療ですが、約30%、全治療患者に当たります。

ですから、そういう意味では、浜中町民も町立病院に対する中核病院としての役割、期待をしていると思います。しかしながら、そういう情報という関係で、今、いろいろと我々も何とかこれを中核病院の役割を果たす病院として、直していかなきゃならないということで立ち上がっておりますので、この点についてはご承知をいただきたいと思っております。

ただそこで問題なのが、やはり医師確保なんです。やはり基本理念、または理想の病

院、信頼される病院、病院の役割はいろいろあります。しかしながら、現実に医師を確保するというのは、大変難しい状況にあります。私も町長になりましてから9年になります。いろいろな行政課題ある中で、最も難しい問題、医師確保です。そういう苦労の中で、町立病院の開設者として努力をいたしているわけではありますが、今後も医師確保については大変心配しています。私が町長になったのは、平成13年です。その時の医療体制については、いろいろあったもんですから、何とか信頼される病院にしなければならないということで、全国を歩きながら医師の確保をしたりやっておりました。おかげさまで佐々木院長においでをいただいて、信頼される病院になりました。収益も上がりました。しかしながら、将来について特に新年度からの医師確保、大変難しい状況にあります。

こういうことについてもご理解をいただいて、先ほど文教委員会で、何か改革案でもないのかという議長から指示があったというお話ではありますが、どうかこの点それぞれの間人関係等もありましたら、まず医師の確保これが最も大事な医療の基本理念含めて、運営等も考えて大事な問題であるということで、私も頑張っただけありますが、議員の皆様方にもこの点ご理解をいただいて、ともにすばらしい信頼される町立病院として運営ができる体制をつくっていかねばと、かように私自体も思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

議長（南谷議員） 病院事務長。

病院事務長（土肥事務長） 救急に対する対応のあり方について、大変誤解を得ているということでは、厚岸町はお知らせする段階では、不十分な点が多々あったのかなと思いますが、何よりもそういった情報を得ることによって、浜中の町民の皆さんの健康・医療というものを守れるのだと、負担のかからないような医療ができるのだということでは、これからもそういった情報の提供というのは、お願いしていかねばならないなと思ってございます。

それから、医師確保につきましては、町長がご答弁申し上げたとおり、大変厳しい状況にございますが、今後とも町立病院としても今までの医局からの派遣が望めない状況にありますから、町全体としての受け入れの態勢というものを福祉・医療連携のもとに対応していければと、そんなふうにご考えてございます。

命のバトンから、医療情報の手帳の関係でございますけれども、浜中町の報告書には、命のバトンということの取り上げもされているようですし、厚岸町も命のバトンということの取り組みを今後進められる予定になってございます。その中に、医療の情報をどういうふうに進められるかということでございますが、これも情報提供でございますので、医師がどれだけ関与しなければならないとか、事務レベルでできるのかとか、さまざま研究が必要であろうと思います。関係課との連携のもとに、協議していければと思いますし、浜中町さんの厚岸町から発する問題だけではなくて、いただく情報がどれだけあるのかなということのつながりも検討しなければなりません。双方の医療機関の課題を相互に出し合いながら、進められればよいと考えますが、大変長期的な時間が必要することではないかなと、研究も必要ではないかなと、このように考えます。

議長（南谷議員） 以上で、13番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、14番、竹田議員の一般質問を行います。

14番、竹田議員。

竹田議員 平成22年度第1回定例会、さきに通告いたしておりましたとおり質問させていただきます。

1、厚岸小学校グラウンド整備についての今後の工事予定と総体事業と町の持ち出しについて。

2として、杖ホルダーの設置について。

役所などの公共施設や公共のトイレに杖を立てかけるホルダー等の設置をして、高齢者や障害者への配慮をしてはいかがでしょうか。

3として、ドクターヘリの離着地について。

離着地の住民周知はどのような形で、どこまで進んでいるのか。

2として、離着地を表示する看板の設置について。

3として、グラウンドの離着地の夏などの砂ぼこりの対処方法について。

4として、閉校になっているグラウンドの使用方法について。

以上をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 14番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

なお、1点目の厚岸小学校グラウンド整備については、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

初めに、2点目の杖ホルダーの設置についてであります。役所などの公共施設や公共のトイレに、杖を立てかけるホルダー等の設置をして、高齢者や障害者への配慮をしてはいかがでしょうかとのことではありますが、提案いただいている杖ホルダーは、一般には役所と言われるところや金融機関などの窓口カウンターやトイレの設置により、杖の置き場所がない不便さを解消するために、全国でも税務署のトイレ改修工事や、病院・官公庁などでも設置がふえているようであります。

当町では、高齢者や障害者の利用の比較的多い窓口は、町民課、税財政課、「あみか」の窓口であります。この窓口は、いすに座っていただいている対面受付であり、杖を利用されている来客者は、窓口で用事を済ませるときに、杖の置き場所に困っているという状況にはないと感じております。しかし、トイレの利用などを想定しますと、ホルダーがあれば、杖の措置に便利と思われまので、高齢者や障害者利用の多い施設における設置場所の確認なども含め、検討させていただきたいと思ひます。

続いて、3点目のドクターヘリの離着地についてであります。まず、離着地の住民周知はどのような形で、どこまで進んでいるのかのご質問ですが、ドクターヘリの運行については、広報あつけし10月号で「10月5日から道東ドクターヘリが運行開始」との見出しで、運行する100キロ圏域や運行時間などのお知らせにあわせて、厚岸町内の離

発着場について、若竹第2埠頭や望洋台駐車場、各学校のグラウンドなど22カ所を想定して対応するとお知らせしておりますが、その後、離発着場についての周知は行っておりません。離発着場については、その後の運行調整委員会の消防部会の協議を経て、資料でお示しした18カ所の登録で運用しております。

町内の運行では、立地条件などで使いやすい望洋台と土木現業所駐車場がメインであり、これまでの望洋台で2回、土木現業所駐車場で2回の運行実績があります。これからの利用についても、この2カ所が中心になっていくものと考えていますが、周辺住民の皆さんに対しては、ドクターヘリの離発着利用に当たっての安全対策への協力も周知していく必要があることから、町広報紙で離発着場の一覧も含め周知したいと考えております。

次に、離発着場を表示する看板の設置についてであります。現時点では看板の設置を考えておりません。設置例では、釧路市阿寒町で、閉校跡のグラウンドを離発着場にしていたところ、グラウンドへの無断駐車があって、ドクターヘリの運行に支障があるとのことで、消防署が看板を設置して協力を求めているとのことであります。

次に、グラウンドの離発着場の夏などの砂ぼこりの対処方法はとの質問であります。ドクターヘリがグラウンドなどアスファルト舗装でない場所に離発着する場合は、離発着場所に水をまき、砂ぼこりを防止することになっております。

閉校になっているグラウンドの使用方法についてであります。尾幌、上尾幌、糸魚沢地区の閉校跡のグラウンドは、遠隔地対策として冬期間を除き、救急車が入り、かつドクターヘリが離発着できる広さが確保できる場所として、離発着場に登録しております。昨年、10月の運行開始以降の利用では、幸いにして閉校跡のグラウンドを利用しなければならぬ事例はありませんでしたが、利用に当たっては、ドクターヘリの離発着の安全確保のため、離発着場所の雑草駆除の必要が出てまいりますことから、厚岸消防署とも協議していく中で、離発着可能な場所として管理してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 14番、竹田議員のご質問のうち、私から1番目の厚岸小学校グラウンド整備について答弁させていただきます。

1点目は、今後の工事予定はというご質問であります。厚岸小学校グラウンドの造成面積は、約9,200平方メートルを計画しております。これに係る工事の予定であります。文部科学省の交付金を充当して行う事業は、例年であれば5月上旬に交付金の交付申請書を提出し、6月中旬ごろに交付決定内示があり、7月上旬には交付決定を受けております。こうしたことから、交付決定後、速やかに本工事に着手できるよう実施設計を行うわけですが、この実施設計には約3カ月くらいの期間を要するため、4月下旬には発注し、7月中旬ごろまでに設計を完了させたいと考えております。その後、工事の入札手続きを行い、本工事に着手することとなりますので、予定工期は8月下旬から11月中旬ぐらいで完了できるよう計画しているところであります。

2点目の総工事費と町の持ち出しはについてであります。厚岸小学校グラウンド整

備事業につきましては、総事業費が4,289万7,000円で、文部科学省の安心・安全な学校づくり交付金を1,221万1,000円と地方債2,270万円を予定しており、これらの充当分を差し引くと、純然たる一般財源の持ち出しは、789万6,000円と計画しているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 小学校グラウンド整備について、2回目質問させていただきます。

昨年9月の予算審議の中での質問で、グラウンド整備をしてはいかがかということで、町長に申し入れさせていただきました。PTAの方々からの熱い思いを伝えたわけがあります。早速、部局と話をさせていただきましたして実現に至ったということで、早急な配慮をいただいたこと、PTAの皆様から、くれぐれも町長によるしくお伝えくださいという、とてもうれしい伝言がございました。

その上で、グラウンド整備についてお伺いしたいんですが、建物ほかの修繕とまた違いまして、目に見えるような何というのですか、だれが見てもこのグラウンドはおかしいんじゃないと、建物と比較してはっきり違いがわかるような、そういう要素は見受けられないグラウンド整備については、整備についての判断基準というのが難しいというふうに思います。そういった中で、町民から各地の小学校・中学校のグラウンド等が町内にございます。PTAの方々から、あそこの学校は早いけれども、うちの学校のグラウンドは遅いなどが、そういった苦情も聞くわけですね。そういったところで、町民からの要望で町としてグラウンド整備に当たっては、点検の手法、点検のやり方、時期、回数等、町民の聞き入れとPTA並びに親・子供からの、それからまた学校・教員からのそういった要望をどういう形で聞いて、どういう形の時期に整備をしようかというような決まり事みたいのがあるのかなのかということをよく聞かれます。そういった部分について、まずはお聞きしたいと思います。町民からのそういう時期、要望を聞く時に、平等という観点から考えて、当然のことだと思います。まず、その点からお聞きしたいと思います。

議長（南谷議員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） グラウンドの整備の判断基準というふうに受けとめておりまして、厚岸小学校のグラウンドが今回、22年度で整備されることによって、学校グラウンドとしての整備は一巡をしたのでないかというふうに思っております。ただ、それが年数が経過してきておりまして、一部水はけが悪くなってきているという学校からの報告もあるんでありますが、この後、またそういった状態を見せていただきながら、必要な時期には改修工事にかかっていかなければならないと思っておりますが、今現在、厚岸小学校のグラウンド整備が終わることによって一巡をするというふうに思っております。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 整備に対する判断基準ですか、その部分についてはどのようになっているのか。まず、それ聞きます。

議長（南谷議員） 本会議を暫時休憩いたします。

午後 4 時10分休憩

午後 4 時13分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
管理課長。

管理課長（須佐課長） 大変時間を取って申しわけございません。

グラウンド造成の場合の耐用年数とか判断基準というのは、特に委員会としては定めておりませんが、現実、使っていただいている学校のほうで、一番グラウンドの状態を把握していただいているというふうに思っています。そういった中で、さまざまな状況が報告されてきまして、例えば、入っている暗渠が目詰まりして水はかけが悪いとか、そういった状態も報告されてくることもありますし、そういった中でそれらを見せただきながら、全体を勘案しながら整備に入っていっているというのが実態であります。

したがって、言われたように、整備の判断基準、あるいは年数とかということについての定めたものはございません。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 判断基準がないというのは、町民に対する理解度を示す点でも大変必要なことで、そういうものがなければいけないということで、判断基準はあくまでも使用の度合いによって、支障が来ることが多くなるかということでの時期ということよりも、今現在、使用している者がどういうことなのかということをも重視されているということでも理解してよろしいと思いますね。

厚岸町の場合、建物が古いということよりも、当然、学校とグラウンド整備、同時進行でつくられてきたことが多いんですけども、全体が古いということから道路の維持関係からグラウンド・建物自体が、ほかの回りの周辺の地盤よりも低い状況にある学校が多いような気がします。その上で、グラウンド整備において一番の苦情は、まず水はかけが悪いということが一番に来ると思うんですね。

この水はけについては、暗渠・明渠いろいろな形の水の排水経路をつくるということが一番いいわけでありましてけれども、この辺についても低いところは盛り土してグラウンドをつくってしまうと、今度、学校が逆に低くなってしまって学校に水が入ってしまうという鬼ごっこみたいのができてしまうので、水はけをよくすることが重点問

題ということで、その部分については各学校、それぞれが同じようなことで悩んでいるのかなというふうに思っております。一番水はけがいいのは太田の小学校・中学校、近くに大きな明渠がございまして、そちらのほうに水が逃げていくというのがありますけれども、町場の学校はどうも大きな明渠が見当たらない部分から、どうしても水はけが悪いと。そういった部分をグラウンド整備に、何千万円も一気にかかってしまうことであれば、水はけ対策を今後注意していただければなど、そういうことを雨が降ったときの対処方法で早く水が抜ける方法というのは、排水経路確保するというのが第一条件だろうと。その辺について、これからグラウンド整備ということよりも、そっちのほうに意を傾けてもらえればなというふうに思いますけれども、考え方はどうでしょうか。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 議員おっしゃられるとおり、グラウンド整備に当たっては、水はけ対策が今のグラウンド整備では一番だというふうに思います。これは明渠もさることながら、材質というか入れる土にも、いろいろな業者から提供される情報を聞きますと、昔から見ると随分良質の水はけのいい土が使われるというようなこともありまして、ご存じのように、真竜小学校のグラウンドについてはかなりの雨が降っても、もちろんつくったばかりですから、いいのも当然なんですけれども、土の質もよくなっているということで、非常に早いというふうに考えております。現在、ほかのところもほとんど一通り、これからも使われる学校については整備が終わってきている状況ですので、また、将来的に明渠・暗渠がつぶれる等の状況が出て、悪くなるというようなことは注視しながら、様子を見ていきたいというふうに考えております。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 続きまして、杖ホルダーについてお伺いしたいと思います。

杖ホルダー、これは全国の自治体が持つ施設等を点検をしたということで、その中で北海道の事例の中で、富良野市で役所の窓口に、杖ホルダーの設置をしたということで、図書館の窓口やトイレなどにも高齢者や障害者に対しての配慮して、ホルダーを壁面に備え付けることをやりましたと。この杖ホルダーなんですけれども、実は、杖だけじゃなくて、傘立てと杖ホルダーが一緒になっているものが最近市販になって、傘が倒れて、小さな子供が走り回っているときに、傘のU字の部分に足をひっかけて転倒してけがをしたと。軽いけがなんですけれども、そういった事例が、あちこちで起きてきたことに対しての動きというふうに言われています。

また、最近では、障害者等でなくても、杖を持って歩いている方、高齢者の方だんだん高齢化とともに多くなってきました。杖を持ってきて、その杖が倒れて、杖を拾おうと思って、杖と一緒に倒れていったということで、軽いけがをしたという事例があったということで、今回、富良野市のほうでは窓口に、杖ホルダーを設けた。

先ほども言いましたけれども、この杖ホルダーは、傘を立てるのと同じ形態ではない

んですけれども、僕も、そのものをわざわざ買って見たんですけれども、実際やってみると、傘も杖もうまくキャッチできるようになって、費用的にも云千円で3本くらいつけられるようなものがあるんですね。実際、自分も買ってみて試してみました。そんなにたくさんの費用がかからないでできるということなので、町長も検討させていただきたいというご配慮の答弁いただきましたので、私から、自分もこういう職業柄、こういうものたくさん見る機会があります。費用的にもたくさんかからないで、できるということなので、たくさんお金をかけなければできない福祉のサービスもありますけれども、小さなお金で高齢者、福祉等に優しい配慮ができるのであれば、ぜひ町長、検討していただきたいと、やっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 貴重なご提言いただきましてありがとうございます。

今、お話ありましたとおり、杖ホルダーの関係であります、私もいろいろ資料を取り寄せて見てみたわけではあります、大体一つ3,500円ぐらいで設置できると。また、それが有効であるという効果もわかりました。そういうこともありますので、とりあえずトイレには、その準備をしなければならぬんでじゃなからうかと。しかしながら、一度に全部というわけにはいきませんので、順次、要望に、今の質問にお答えする中でつけさせていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 杖ホルダーというものが、なかなかぱっと見てもわからないということが、実はつけたんですけれども、これ何だということで、なかなかわからないと。そこでユニークな発想から、杖ホルダーの上に、高齢者に、障害者に優しい杖ホルダーって書いたところの上に、「つえー味方」というふうにしたところ、トイレに入りながら非常にユニークだな、「つえー味方」と、つえの味方、本人に対しての味方であるということ、で、「つえー味方」ということで、ちょっとした看板をつけてユニークな発想でやっていると。ぜひ参考にさせていただいて、「つえー味方」、下にキャステッキというふうに書いているそうです。これはすてきという感謝の気持ちを考えて、「つえー味方、キャステッキ」というふうに書いていると。これは笑い話ではないんですけれども、非常にユニークな発想であるなというふうに思いましたので、参考にさせていただければというふうに思います。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

「つえー味方」、大変ユニークなことであり、また、親しみのある言葉でもなからうかと、説明ではなからうかと、そのようにも考えますので、参考にしながら厚岸町として

はどういう有効活用できる措置をすべきか考えてみたいと、そのように考えています。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 大変ありがとうございます。

続いて、ドクターヘリについてお伺いしたいと思います。

公明党のチーム3,000ということで、ドクターヘリの運行状況がどういうふうになっているのかということで、福祉も含めて全国の町村をすべからず隅々まで調べた結果でありますけれども、その中でドクターヘリの運行状況ということで町民などからの要望を集めて、何が一番不足しているのかということで点検をした結果、一番多かったのが住民周知がされていない。あそこがドクターヘリの離着地だということが、知らなかったというのが一番だったそうです。次に、あったのが邪魔にならない場所でもいいので、看板の設置をお願いしたいというのが第2位だったそうです。

この件を受けて、厚岸町でもどうなのかなということで、今回、質問をさせていただいたわけです。住民周知については、昨年10月にも広報あつけしでお知らせをさせていただいたということでありますので、厚岸は大変周知に対しては、周知が早かったんだというふうに受けとめさせていただきました。

また、厚岸町でも昨年はなかったんですが、今年について2回、それも厚岸町住民の利用は1回で、根室が1回ということで、これからどんどん周知が徹底されれば、当然、ヘリの利用が高くなるものだというふうに思いますけれども、できればドクターヘリの利用がない、安全・安心な厚岸町であってほしいなというふうに思うわけですが、事故はいつやってくるかわかりません。その中で、釧路から厚岸に来るのが、約15分以内というふうに想定されているように聞いておりますが、この15分間の中で、もし夏場にグラウンドを使用するはめになったときに、グラウンドの砂ぼこりがヘリのエンジン等に差し支えがあるという報告は、町長も言っておりました。

その中で、例えばグラウンドを使用する場合に、消防が行って、そこに水をまくということで聞いておりますが、その部分について15分間で受けて、そこに行って水をまくということになると、かなりの運動量、かなりの瞬発的な行動を起こさなければならないということについては、ちょっと不安な部分がありますよねという住民の声も聞いております。そういった部分について、グラウンド使用の部分について水をまくというのであれば、消防との連携の中でそういった訓練が行われていなければ、ことしそういった部分で周知をして訓練をしていただけるような体制をとっていただけないかなというのが一つの案です。

それからもう一つは、看板の設置等については、これもまたお金がかかる部分でありますけれども、消防署との連携もありますけれども、看板の設置のほうをよろしく願いたいなというふうに思います。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） グラウンドの使用する場合の水まきの対応の問題でありま

す。質問者のほうから、消防の訓練も含めて的確な対応をとということでございます。

ドクターヘリを要請する場合、救急隊本隊であります、傷病者の現場に駆けつける。これとあわせて、お話にあります例えば尾幌で急病者が出ました。あるいはけがをされたという場合に、尾幌の閉校跡のグラウンドを使おうという場合には、救急隊とは別に4人ないし5人の後方支援員といのうが同時に出ることになっております。これは尾幌の場合は、現地に水槽のタンクのついた消防車がないという意味では、こちらから水槽タンク車を持って行って対応するということになってまいります。その作業を確保するたるに、4人ないし5人の後方支援員の消防隊員が出動するということとなります。

質問者おっしゃられるように、基地局であります孝仁会病院、あるいは市立病院を離陸して、厚岸の現場まで来るのに十数分という時間帯の中で、この作業が可能かどうかということにつきましては、おっしゃるとおりでございます。その意味では、必ずしも先ほど1回目の答弁申し上げております土木現業所の駐車場まで、わざわざ持ってくる、搬送するのか、あるいは望洋台の駐車場に搬送するのかということの限定ではなくて、尾幌の近くに、ヘリコプターが着陸できる場所がないかどうかという検討も後方支援隊の中でされます。

そういう意味では、おっしゃられるように、水まきをしてヘリの着陸を待って対応するという選択肢ではなくて、あらゆる選択肢の中で対応されるというふうに聞いておりますので、近くに草地の牧草地があれば、平らであればそこも利用するというような対応がされるということで聞いておりますので、必ずしもグラウンドに限定をされた対応で進むということでございませぬ。そういった選択肢の中で、現在のドクターヘリの運行がされているということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思ます。

それから、ドクターヘリの離発着場として登録している場所の看板設置の問題であります。

先ほど、釧路市阿寒町の例を申し上げましたが、運行調整委員会としては、住民周知も含めて看板の設置等の要請はしていないということでありまして、事例としまして阿寒町の場合に無断駐車がありましたと。そういう意味で、そこを使いたいという場合に、支障が出てくるという意味での住民周知ということでございましたので、現時点では厚岸町の18カ所の登録場所について表示をして、住民の皆さんに周知をするということについては、考えていないということについてご理解をいただきたいと思ます。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 まず、町民に対しての住民周知ということから、グラウンドを使うというふうに書いていれば、グラウンド使うときはどうなんだろうというふうに、当然、砂ぼこりが起きるだろうというふうに思うんですね。こうやって聞けば、いやいやグラウンドを必ずしも使うということじゃないんだと、したらグラウンドと書かないばいかったんじゃないかというふうに、住民は思うんじゃないですかね、それが住民周知ということじゃないですか。こうなったときはこうなるんだよという、そういうところがこの広報あつけしの僕読んでないんですけども、そういうところまでちゃんと書いて住民周知

をしたのかどうかということですよ。グラウンドって書いているけれども、18カ所あるけれども、こういった場合はこうなんですよというのが、じゃそれもちちゃんと住民周知でわかるように、広報あっけしでそういうふうに書いてあったんですか。それをまず1点聞きたい。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 昨年の10月の広報あっけしでは、場所としましては、若竹第2埠頭や望洋台駐車場、各学校のグラウンドなどという表現でありまして、個別に先ほど申し上げました尾幌、糸魚沢、上尾幌の閉校しているグラウンド云々というものまでは、10月の段階では触れておりません。避難所と違いまして、住民の皆さんがドクターヘリを要請を直接するということではございませんので、ドクターヘリが安全な角度で進入できて、着陸できる広さのある場所。なおかつ、救急車が入れなければ搬送のつなぎというのは無理でございますので、救急車が入れて、ドクターヘリが離発着できる場所の広さがという意味での登録の候補地ということでございますので、個別にそういう形での周知というのはしておりません。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 市町村の考え方で、釧路市は看板を設置したということで、厚岸町は看板を設置する必要がないんだということは、この考え方の差というのは、どういうふうに町民として理解したらいいですかね。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 釧路市の阿寒町の例は、先ほども、繰り返しになりますけれども、閉校跡のグラウンドに常時、常時といいますか、無断の駐車が散見されて、消防署として、ここを利用したいというときの支障になるというケースでの看板の設置というふうに伺っております。ですから、釧路市が登録している場所に、すべて看板を設置しているということではないということでございますので、その辺は誤解のないようお願いをしたいなと思うんです。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 住民周知ということになると、どこにヘリがおりるのかということは、じゃ、広報あっけしを見なければわからないと、住民一人一人全部が広報あっけしを見ているということでもないんですよ。じゃ、小学生や中学生が広報あっけし、まめに見る人いますか。私は住民周知というのは、子供も大人も含めてだと思うんですよ。ましてや目の悪いお年寄りが、広報あっけし見るわけないでしょう。そういう断定はできませんけれども、看板があるのとないのと、気持ちの切りかえ方も違ってくると思うんですよ。

ここが離着地になるんだということがわかるわからないというので、随分、協力体制も住民の心も変わってくると思うんですよ。そういった部分では、私は、つけないよりもつけたほうがいいという考え。ましてや何回も同じことを聞くかもしれないけれども、グラウンド等を使用する回数というのが非常に少ないというふうに受けとめます。いろいろな答弁を聞くと。であるならば、先ほど望洋台を使っているのであれば、せめて望洋台等に設置をしてはいかががかなと、非常に利用度の高い場所というところにつけてはいかがかと、どうでしょうか。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） ドクターヘリの離発着の現場の状況を伺っていると、消防署のほうからの情報でございますが、広さ事態は最低で35メートル四方が必要ですよということになってまいります。お話のありました望洋台を使う場合には、先ほど申し上げました後方支援員、望洋台の場合はアスファルト舗装でございますので、防じん処理の水まきは必要がないという意味では、2名ないし3名の消防隊が後方支援として出動するというところでございます。

現実にどういうことをされているかといいますと、警察署も連携した中で、具体的に駐車場に駐車をされている利用者の皆さんにわきに移動していただく、そのことで35メートル四方の離発着の広さを確保するということがなされます。

それから、場所がああいう駐車場としての利用でございますので、新たに道路から入ってくる車もある。そういう意味では、消防署と警察署の連携の中で、間もなくドクターヘリが着陸しますので、ご利用は隅のほうでお願いをしたい。なおかつ、ドクターヘリがローターが回っている段階では、ドクターヘリに近づかないでほしいというような安全確保のための指導も現場でされるという状況になっております。

そういう意味では、おっしゃられるように使う頻度が高いとすれば、あの場所については、ここはドクターヘリの離発着場としての利用が多いので、こういったことに注意をしてほしいといった表示も含めて、私どもの理解の中ではそういった対応もあっていいのかなというふうに思っておりますが、実際に運用される消防署にもお話をさせていただき中で、対応を検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

竹田議員 全部につけるとなると、費用的な部分もかかりますので、頻度の高い部分の場所に設置をするという、検討していただくということで、そういう考えで進めていただきたいと思います。

また、町の考え方、消防署の考え方、いろいろな部分を考えて望洋台の離着地の場所というのは、頻度が高くなるんだろうなというのは、当然ながらそういう考えを皆さんが持っていることと、担当部局として持っているんだということが理解されるし、皆さんもそう思っていると思うんですね。ちょうどヘリがとめたい場所、とまりたい場所

に車が駐車をしているという場合もあります。年から年中警察がそこに配備して、車を駐車しないようにということも、それは想定として無理だと。であるならば看板のほかに、できるかできないかはちょっと私も理解は、できるできないは私にもちょっとわからないです。いろいろな制限があってくる話なんですけれども、中央、もしくは駐車をする側にも迷惑をかけない程度の、今おっしゃった中心から35メートル以内の中に、病院等の屋上であれば、ヘリ離着地のマークがありますよね。こういったものをそこにマークをつけておくと、人間の心理学的にそういうマークがついていれば、あえてそこにわざととめようという行為というのは、少なからずなくなってくるのではないかなというふうに思うんですね。それ等も含めて、考えていったらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） この冬に入りまして、専ら利用されておりますのが、釧路土木現業所の駐車場ということでございまして、ここは夏も含めて事業所側の協力がいただける。逆に申し上げますと、釧路開発建設部の除雪センターがあるんでありますが、ここは常時、人がいないという事情がありまして、当初、登録候補に挙がっていたんですが、登録からおろすということになりました。そういう意味で、土木現業所の駐車場が市街地の利用しやすい離発着場として使えるのであれば、ここを頻回に利用したいというのが消防の意向でございます。

望洋台の対策としまして、ご提言のありました分は、それも含めて可能かどうかの検討も含めて、消防の方とお話をさせていただくときに、情報提供させていただくことにしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 以上で、14番、竹田議員の一般質問を終わります。

議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時46分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年3月4日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員